

# 予算審査特別委員会記録

＜歳入、知事公室、総務部、警察本部＞

開催日時 令和3年3月12日（金） 10:02～14:37

開催場所 第1委員会室

出席委員 11名

中村 昭 委員長  
川口 延良 副委員長  
小村 尚己 委員  
樋口 清士 委員  
植村 佳史 委員  
山中 益敏 委員  
西川 均 委員  
太田 敦 委員  
佐藤 光紀 委員  
阪口 保 委員  
猪奥 美里 委員

欠席委員 なし

出席理事者 村井 副知事  
山下 総務部長  
前阪 南部東部振興監  
杉中 危機管理監  
大橋 警察本部長

ほか、関係職員

傍聴者 5名

議 事 2月定例県議会提出議案について

## ＜会議の経過＞

○中村委員長 おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

初めに、傍聴について、当委員会は本日より6日間開催されますが、傍聴の申し出があった場合は5名を限度に入室をしていただきますので、ご了承願います。

次に、本日、令和3年度当初予算案、令和2年度2月補正予算案新規事業の内容外2件の資料をお手元に配付していますので、参考にしていただきたいと思います。

それでは、日程に従いまして、歳入、知事公室、総務部、警察本部の審査を行います。これより質疑に入りたいと思いますが、その他の事項も含めまして、質疑があればご発言を願います。

なお、理事者の皆さんには、委員の質疑等に対して明確かつ簡潔に答弁を整理していただきたいと思います。また、マイクをできるだけ近づけて答弁いただきますようお願いいたします。

それでは、発言を願います。

**○佐藤委員** 昨日は3月11日、東日本大震災から10年の節目でありました。まずはその観点から、防災統括室に確認させていただきたいと思います。

昨今、異常気象や地震による大規模災害が頻発しています。そのたびに対応に苦慮している基礎自治体を目にすることがよくあります。本県においては小規模な市町村が多く、十分な対応ができるかどうか危惧していますが、新規事業となる災害時緊急応援体制整備事業として、県職員の災害時緊急連絡員、通称リエゾンを任命し、県内の被災市町村に派遣するというのですが、具体的にどのような取組が行われるのか、その体制や規模について確認させていただきたいと思います。

**○中西知事公室次長（防災統括室長事務取扱）** 平成23年の紀伊半島大水害の経験を踏まえて、大規模災害発生時における被害情報の収集等のため、県職員を災害時緊急連絡員、いわゆるリエゾンとして被災地調査に派遣する制度を平成24年度に開始しています。

今般、来年度より現在の災害時緊急連絡員体制を見直し、災害時に、より迅速に力強く市町村をサポートできる体制を構築したいと考えています。

主に見直すポイントは、現在16名の連絡員の規模を140名程度に増員したいと考えています。災害発生前から、いち早く市町村に駆けつけ情報収集等を行う支援員と、大規模災害発生後に派遣され、市町村からの要望等に関し様々な調整等を行う総括で構成されます。

連絡員派遣のタイミングについても、従来は大規模災害が発生した後に連絡員を派遣することとしていましたが、見直し後は大規模災害が発生する前から支援員を派遣し、被害情報等の収集活動に当たることにより、市町村の強力なサポートをできる体制を構築したいと考えています。

**○佐藤委員** 現状16名おられるということですが、選ばれた基準を示していただきたいと思います。また、これからどんどん数を増やしていく、当然、スキルアップもしていかなければならないと思うのですが、どういう形で行われるのか確認させてください。

**○中西知事公室次長（防災統括室長事務取扱）** これまでは、防災危機管理の業務を担当していた経験のある者を中心に選んでおりました。今後も、管理職を先頭に行っている総括につ

いては、市町村長をはじめ市町村の幹部職員や国の関係機関との調整業務が想定されるため、そのような業務の経験がある職員を優先的に配置したいと考えています。

また、担当市町村を受け持ち、大規模災害発生前にいち早く駆けつける支援員には、できる限り担当市町村での勤務経験や居住経験等、地縁のある職員を優先的に配置したいと考えています。

連絡員には、年に複数回、市町村職員との合同研修や市町村が行う災害対応訓練等に参加してもらうことにより、連絡員の災害対応力の向上と市町村との顔の見える関係づくりを図っていきたいと考えています。

**○佐藤委員** 予算的にも県単独予算ということで、これからも増えてくると思うのですが、冒頭で申し上げたとおり、この予算は市町村支援に必要だと思いますし、これから発展過程を注視したいと思います。

次は、自主防犯・防災リーダー研修について伺います。

先ほど申し上げたとおり、異常気象や地震、様々な災害が頻発しているのが現状であります。これに対応するには、地域の防災力を向上させる必要があると感じています。そのためにも、防災士の受験資格が得られる本事業は重要な位置づけであると思っています。これまでも継続して取り組んできておられるかと思いますが、このコロナ禍においては、これまでのように実施はできていないのではと思います。現状はどういう形になっていますか。

**○末武安全・安心まちづくり推進課長** 県では防犯と防災活動を一体的に取り組む地域のリーダーを養成する目的で自主防犯・防災リーダー研修を年1回開催しています。また、その研修においては、研修終了後、希望者に防災士資格取得試験を受験できる場を提供しています。令和2年度については、新型コロナ感染防止対策上、当初予定していた会場を使用できなくなり、急遽別会場を選定しました。県や日本防災士機構のガイドラインに沿った上で、また密を避けるために、前年度の280人という募集人員に対して、60人で実施しました。

**○佐藤委員** 地域の防災力を上げるには、本事業は必要不可欠なものと思っています。大体予想はしていましたが、280人に対して60人。よく知事が言われていると思いますが、明日起こるかもしれない状況の中で、一定の基準とか会場の問題はあるかと思いますが、回数を増やす、もしくは会場の選定をして、60人ではなく人数を増やす努力をしていただきたいと思いますが、その点いかがお考えでしょうか。

**○末武安全・安心まちづくり推進課長** 新型コロナウイルス感染症の状況にもよりますが、地域の防犯・防災リーダーへの期待はものすごくありまして、また本研修の受講希望者も多数おられることから、今後は会場や実施方法をいろいろ検討しながら実施していきたいと考

えています。

**○佐藤委員** 前向きに検討されるということでよろしいですね。

280人に対して60人はあまりにも少な過ぎるということ、少な過ぎるというのは肌身で感じておりました、実際に私が関係している自治会からも、昨年行きたかったけれども、行けなかった、次、行こうかと。役員が替わるたびにやはり行ったほうがよいだろうという新たなニーズもどんどん生まれている状況で、恐らく、いつもは同一世帯から2人で来られたら、どちらか1名でお願いしますというようなアナウンスをされていたかと思います。そのニーズはまだあると思いますので、このコロナ禍ではありますが、創意工夫していただき、定員数を少しでも増やせるように、コロナ禍の前まで戻せとは言いませんけれども、それに近づくように前向きに努力していただきたいと思います。

次、本年度の予算にはITを活用したコミュニケーション、すなわちICT関連の予算が数多く出てきているのが特徴かと思います。（仮称）地域デジタル戦略を策定するということで、地域デジタル化の推進体制の充実及び庁内の働き方改革、業務効率化とデジタル化の一体的な施策の実現のため、ICT推進課の情報システム最適化に関する業務を行政・人材マネジメント課に移管して、デジタル戦略課に統合するということですが、具体的にどのような業務を行うのか、お答えいただけますでしょうか。

**○浅見行政・人材マネジメント課長** 奈良県における地域デジタル化、先般の代表質問でも答弁があったように、デジタル化によって県民生活の質の向上を図るという視点を持って、行政・家庭・経済といった各分野における様々な取組を進めていく必要があると考えています。

来年度、総務部にデジタル戦略課の設置を予定していますが、これは各分野における様々な取組や議論を部局横断的に取りまとめ、地域デジタル化を強力的に推進していくための司令塔となる組織です。

具体的には、戦略の策定のほか、県の考え方や取組の方向性について県民の皆様にお伝えし、意識の共有を図っていくためのジャーナルの発行、それから、地域デジタル化を下支えする職員のデジタル能力向上、情報セキュリティー対策、市町村のデジタル化への支援などを行っていくものです。

また、デジタル社会の基盤となるマイナンバー関連業務についても、幾つかの所属に分散していたものを一括して所管するものです。市町村とも連携しながら、県全体のデジタル化を推進していく組織となる予定です。

また、現在のICT推進課が所管する県庁内の情報システム最適化、あるいは先端技術の

導入支援等の業務については、県庁の業務効率化や働き方改革を所管している行政・人材マネジメント課に移管することにしています。これにより、県庁のデジタル化と業務効率化、働き方改革の取組については、行政・人材マネジメント課において一体的に推進していく体制となります。

○佐藤委員 今、予算であるとか、ICTとつくところを一通りお聞きしたり、調べたりしているのですが、各部署からこういうことをやりたいといろいろな案が出てきていると思いますが、これの取りまとめと、今までやってきたことの最適化、これを一度整理する必要があると思いますので、その中心になって動いていただけると認識をしました。

また、県庁内の各部署で情報システムを導入、購入する際には、実際にどういう形で支援されるのか、もう少しお聞かせいただけないでしょうか。

○鎌仲総務部次長（ICT推進課長事務取扱） 庁内には財務会計システムとか、大小約150の情報システムが導入されています。これらは、おおむね5年置きに機器更新を迎えるところです。

各種導入、更新を検討されている情報システムについては、導入効果が明確でないもの、セキュリティー対策が不十分なものが多々出てまいります。これを解決するため、平成12年度から、庁内のIT推進会議の下に最適化推進部会を組織して、システム開発や再構築の案件の中身を審査しています。

具体的には、予算要求前に各課からシステム構想書を出してもらい、その中身を審査し、適正かどうかを把握した上でやっています。基本的に、この審査をパスしたものでないと予算要求できないというルールを徹底して、各課が独自に予算要求できないルールになっています。

それから、情報システムを調達する場合、仕様書作成など、技術的に大変な労力がかかるのですけれども、ICT推進課のスキルを使い、随時各課の支援をしながら一緒になってシステムの仕様書等を練り上げています。

○佐藤委員 総務省からも言われているかと思いますが、三層のネットワークで、マイナンバー利用事務システム、それとLGWAN、統合行政ネットワーク接続システム、もう一つはインターネット接続系。この3つの軸にして、特に、三層分離、自治体情報セキュリティークラウドが平成29年に動きかけているわけですが、この時期ということも踏まえて、今後検討していかなければならないことだと思います。

これに併せて、県庁における働き方改革、先ほど申し上げられていたデジタル化の推進としてペーパーレス会議システムの導入、オンライン会議の推進、職員が使用するパソコンの

モバイル化を進める必要性が出てきていると聞き及んでいますし、予算にも入っていると思います。令和3年度における取組の具体的内容について説明していただけますでしょうか。

**○鎌仲総務部次長（ICT推進課長事務取扱）** 端末のモバイル化ですけれども、職員に今1人1台配備していますパソコンのうち2,600台が令和3年12月にリースが満了することから、今、モバイル端末への切替えを予定しているところです。

モバイル端末は、可搬性にかかなり優れているため、職員は今まで自分の席に着かないとパソコンが使えなかったのですけれども、持ち運びができますので、自席を離れて、パソコンを持ち歩いて、庁内の打ち合わせなどで利用することができます。

それから、出張先や自宅においても使用可能となりますので、コロナ禍への対応、それから、子育て・介護といった職員の個々の事由に応じた柔軟な働き方改革が実現できるように活用してまいりたいと考えています。

それから、ペーパーレス会議ですけれども、これは発言者の進行に合わせて資料が自動紙送りできるようなシステムの導入を考えており、今回導入しますペーパーレス会議、モバイル端末を活用してこれをやっていきたいと考えています。

それから、オンライン会議は、令和2年の6月補正予算で導入しました。庁内の会議室や文化会館のサテライトオフィス、榎原の総合庁舎、10か所に配備しました。また、各所属には1台ずつインターネット用の接続端末を置いていますが、これを使ってオンライン会議ができるように環境を整えたところです。

コロナ禍の影響により、オンライン会議の開催回数がかかなり増えておりまして、令和3年2月の1ヶ月間では206件開催されたところです。今後も引き続き、オンラインによる会議を開催してまいりたいと考えています。

佐藤委員からお尋ねのありました三層分離の話ですけれども、奈良県の場合は、マイナンバー系、行政系、インターネット系の3つに分かれております。職員の使っているパソコンは全て行政系になっており、インターネットには直接つながらない形になっています。

今回導入しますモバイル端末についても、インターネットから接続するのではなく、閉域のネットワークを使い、行政系のネットワークに入る、そのような安全性の高い端末の導入を考えています。

**○佐藤委員** セキュリティーを向上させるためには、インターネットからの遮断というか、閉塞域の中で活用するのがいいと思いますけれども、端末を持ち出すことになってきますので、今度はデータをどのように引き出していくのか。こういったところのセキュリティー対策を、例えば二要素認証である、まず入っていくための認証、そして、データを引き出した

めに様々な技術、例えばデータブリッジであるとか、そういうものも活用していかなければいけないと思います。

こういう基幹的なところの取りまとめを早急にしていただき、展開していく形にしないと、方々が、ほぼ同時に動いていますので、いち早く整備していただいて、その基幹システムの構想をデジタル戦略課に取りまとめしていただき、ご報告いただけると認識しています。また、技術者の獲得も必要になってくると思いますので、動きがありましたら、また教えてください。

今、内容的にはセキュリティー部門は、十分配慮して運用されており、端末の台数を増やして持ち出すことが情報漏えいの発端になる可能性は非常に高いので、今の話を聞いて一安心しました。今後の展開を見せていただきたいと思います。

次に、令和3年度予算案の姿の13ページ、県債残高総額の推移では、平成26年度を山として下がり始め、平成30年度から3年間で県債管理基金を活用した臨時財政対策債の繰上げ償還を行うことにより、県債残高を減少させてきたことについては評価しています。

この繰上げ償還が終わって、県債残高総額が令和2年度末と令和3年度末ではほぼ同水準となっています。一方で、2ページにあるように、新型コロナウイルス感染症の影響もあって、県税収入額は令和元年度より減少しています。県の財政運営について心配しています。このような状況を踏まえ、県債残高を増加させない、できれば減少させる取組を今後も進めるべきと考えますが、担当部署としての所見をお伺いします。

○川上財政課長 佐藤委員お述べのように、持続可能な財政運営をやっていかないといけないと考えますと、県債の返済の可能性が重要な視点だと我々も認識しているところです。

県債については、これまでからも、3つの大きな方針に基づいて管理している状況です。1つ目は、新規の県債発行について、交付税措置のあるものを優先していこうという考え方。2つ目が交付税措置のない県債残高を減少させていきたいという考え方。3つ目は県債残高の総額を減少させていきたいという考え方です。

これを実行するため、単に歳出を絞って、節約一方の財政運営をするのではなく、県経済の好循環を促す取組や、地域の魅力を向上させるような未来への必要な投資など、税源涵養につながる取組の推進と国庫支出金など国の予算の確保や活用、そのほか、未利用資産や低利用の県有資産の売却収入を事業基金に積み立てこれを活用するなどの取組をしているところです。

今後もこれらの取組を継続することで、持続可能な財政運営を維持しながら、必要な施策についてもしっかりとやっていかないといけないと思っていますので、この両面から配慮し

ていきたいと考えています。

○佐藤委員 常に意識して行動することが必要だと思っています。そして、その意識ですが、具体的な目標として、先ほど答弁にありました交付税措置のない県債残高と、県税収入額との比率を、3倍程度とすることがKGIとして掲げられ、KPIとしては交付税措置のない県債残高を減らす旨の目標設定をされていると思います。決算審査特別委員会においても指摘しましたけれども、全国低位にある県税徴収率の向上にも努めていかれるようお願いいたします。結果として今後出てくるこれらの数値に期待したいと思います。

変わりました、以前よりお聞きしている生駒警察署新庁舎の整備事業について、令和6年4月より運用開始予定と聞き及んでいますが、今後のフローをお聞かせください。

○山口警務部長 生駒警察署の移転整備について、移転・建て替え用地は令和元年度に取得し、2年度に、移転用地内に所在する里道・水路の整備と発掘調査を行いました。これと並行して、敷地の造成設計、建物の基本実施設計など各種設計業務に取りかかっているところです。

令和3年度からは引き続き建物の設計を進めるとともに、敷地の造成工事に取りかかる予定としています。さらに、令和4年度からは建物の建設工事に取りかかる予定で、令和6年度の開署を目指して進めてまいりたいと考えています。

○佐藤委員 予定どおり進んでいるという認識で理解しました。

新庁舎についてですけれども、例えば今の生駒警察署を見たら、そのときは最新であったとしても、半世紀ほど過ぎてしまうと、どうしても古くて至るところに問題が出てきて、使いづらいものになっていると思います。将来を見据えた斬新な設計思想を盛り込んでいただくのも一つだと思いますし、最初から拡張性を持たせることが先々必ず役に立つと思います。特に、先ほどから申し上げているようにデジタル化、IT技術が日々躍進していますので、全体としてICT化というものは必要だと思いますので、その先例となるよう設計に盛り込んでいただきたいと思います。基本設計ができれば、見せられる範囲で見せていただけましたら非常にありがたいです。

また、これもよく問題になるのですが、建て替えとなったときの跡地の利用先がなかなか決まらないということも出てくると思います。次の新しいところでも、今話したとおり順調に進んでおり、十分時間もあるわけです。この跡地の利用に関しても、いつも県は後手に回るのですが、先手を取っていただいて、地元のニーズもあると思います。今ある場所も、生駒市の最も中心地に近いところになっていますので、方々にお声がけいただき、跡地の活用についてもスムーズに行くよう配慮していただきたいと思います。



あともう1点、今後を見据えて、交通安全施設等整備事業の道路標示に絞ってお聞きしたいと思います。

横断歩道や停止線といった警察が所管する道路標示の維持管理について、過去の補修キロ数や要望キロ数を確認させてください。

**○山崎交通部長** 道路標示の補修については、警察官による確認や地域の住民からの要望、また、道路管理者からの連絡等を端緒に、摩耗した横断歩道等を把握し、交通実態や通学路等を勘案しつつ、摩耗度の高いものから優先順位をつけて計画的に取り組んでいるところです。

過去3年間の補修要望キロ数は、横断歩道では、平成29年度が31.6キロメートル、平成30年度が44.0キロメートル、令和元年度が46.1キロメートルについて受理しています。停止線等の実線については、平成29年度が42.6キロメートル、平成30年度が49.8キロメートル、令和元年度が82.8キロメートルの要望を受理しています。

一方、過去3年間の補修状況については、横断歩道では、平成29年度が20.2キロメートル、平成30年度が22.9キロメートル、令和元年度が25.0キロメートル実施しています。停止線等の実線については、平成29年度が28.4キロメートル、平成30年度が49.8キロメートル、令和元年度が42.8キロメートルの補修を実施しています。引き続き補修要望に応えるため、適切に対応してまいる所存です。

**○佐藤委員** 今、聞いている限りでも、補修が要望を上回ることがない状況が続いていると思います。世間的な状況で言うと、自動運転が差し迫ってきている中で、その際の条件として、規制線や停止線、横断歩道など道路標示は、整備されていてしかるべきと思います。

少し突っ込んでお聞きしたいと思うのですが、毎年予算は、計画に基づいて算出されていますか。それとも、要望ベース、実績ベースで算出されているのかお聞かせください。

**○山崎交通部長** 毎年補修については、例えば警察官が毎月、日を定めて確認したり、住民からの要望を受理したりしたものについて、優先順位の高いものから取り組んでいる状況です。

**○佐藤委員** 以前県土マネジメント部に、奈良県には道路管理維持計画がないのではないかと、他府県においては、維持管理計画に基づいて効率的かつ計画的に予算が毎年度組み込まれていると指摘をしました。

これがないから、今聞いたように、県警としては目視での確認や要望で予算を出さざるを得ない状況になっていると思います。本件については、県土マネジメント部のセッション

の際に再度確認をさせていただきたいと思います。

以上で質疑を終わりますが、総括に回すかどうかについては、後日の審議も絡んでくるので、改めて委員長に報告させていただきますので、よろしくお願いします。

**○植村委員** まず、奈良新『都』づくり戦略2021の93ページ、134番の市町村の財政健全化に向けた財政支援について、奈良市・山辺郡選挙区選出の議員でもありますので、お聞きしておきたいと思います。

この資料を見ますと、市町村の財政健全化に向け、令和3年度の当初予算案として本議会に提案されているのが、22億8,100万円と書かれています。この予算の考え方と今後の執行方法についてお伺いしたいと思います。

**○森本市町村振興課長** まず、今植村委員がおっしゃいました、奈良新『都』づくり戦略2021の予算案の22億8,100万円ですけれども、一番上の22億7,000万円というのは、市町村財政健全化支援補助金7,000万円と、市町村振興資金貸付金の22億円を合算した額です。

まず1つ目の市町村財政健全化支援補助金の7,000万円については、重症警報団体の公債費の平準化を図るために5団体の一般会計の、ある程度償還期間が残っている起債残高のうち、年率1.5%を超える起債の残高約26億円の半分程度を繰上げ償還した場合に必要な補償金の所要額です。

次に、22億円については、例年どおり公共事業等に対する貸付金として計上している市町村振興資金貸付金と、今申し上げた重症警報団体の公債費の繰上げ償還のために係る財源を足しています。そのほか、奈良モデル推進補助金については昨年と同様に、奈良モデルを推進するために広域で取り組む市町村に対する補助金です。また、市町村税の徴収強化の100万円は、市町村のうち徴収率の低い団体等について、県が一緒に取り組んでいくということで、これも例年どおり計上している部分を合わせて、22億8,100万円を奈良新『都』づくり戦略に記載しています。

今後の執行方法なのですが、メインは新規事業と重症警報市町村に対する財政支援のことになると思います。財政支援は重症警報団体が経常収支比率を5年間で5ポイント以上改善する財政健全化計画を策定し、市町村議会の承認等一定の手続を経ていただくことを前提にしており、先ほど申し上げた予算総額のうち、団体ごとの繰上げ償還をどの程度するかということについては、財政健全化計画の内容や、財政規模等を踏まえて、予算額の範囲内で決定したいと考えています。

**○植村委員** この重症化警報の発令されている5市町村ですけれども、これまでは、「全国

最下位レベルのまま推移している県内市町村の中でも、特に緊急を要する市町村に対し重症警報を発令しました」と書いてあるわけですが、奈良県では重症警報団体の課題を抽出した財政カルテを作成したとお聞きしていますが、特に気になる奈良市の財政カルテの内容についてご説明いただけるでしょうか。

**○森本市町村振興課長** 重症警報団体の財政カルテについては、経常収支比率を類似団体の平均と比較して作成しています。奈良市の場合、令和元年度の経常収支率は99.7%であり、類似団体の平均よりも7.5ポイント高い状態です。これは公債費と人件費が大きく上回っているため、公債費は市の土地開発公社の解散に伴い発行した地方債、JR奈良駅前ははぐくみセンターの建設に伴う地方債の償還が大きいためです。人件費については、保育士やごみ処理を直営で行っていることによる、衛生や民生部門の職員数が類似団体よりも大きく上回っていることが要因だと考えています。

**○植村委員** 私も奈良市議会議員を14年間しておりましたので、この件に関しては、大変気に病んでいるわけです。このカルテからすると、特に公債費が大きく上回っており、プラス6.7ポイントと。次に人件費とありましたが、特にこの原因が市の土地開発公社の解散に伴う第三セクター等改革推進債（三セク債）の発行額173.5億円です。それから、はぐくみセンターの建設事業などによる地方債残高が増加したと、このようなお話でありました。

私からもこの三セク債、公債費の比率が大きいことを簡単に説明させていただきますと、平成24年の8月に出された奈良市土地開発公社の解散プランがあったわけなのですが、この中の奈良市土地開発公社経営検討委員会の最終報告書には「奈良市では巨額の含み損を生じさせた公社のこれまでの運営内容を精査し、存続の是非を問う奈良市土地開発公社経営検討委員会を平成22年8月に立ち上げ、弁護士や公認会計士などの外部有識者による検討が再三行われた。委員会では特に取得金額が高く、実勢価格との差が大きいものを対象に問題点を洗い出した結果、提出された最終報告書では、以下のような問題点が明らかになった」とされています。

1番目、必要性が極めて低い土地の買収ありきでの取得です。2番目に、明らかに高額な買収価格と膨張する借入れ、3番目には、問題の先送りによる後の世代への負担の転嫁です。

過去の責任については、巨額の含み損を生じさせた原因は、関係者が責任を回避し合う中で、損害が確定する構造、モラルハザードスパイラルであるとし、最も重い責任を負うべきは、各プロジェクト事業化の意思決定をした当時の市上層部であった元市長、元助役であったと言わざるを得ず、同人らの政治的責任は免れ得ない、このように断じているわけです。

さて、そのようなことを思い出しながら、奈良県にこの奈良モデルを中心とした今回の予算で何とか財政重症警報が発令された奈良市を助けていただきたいと思いますと思っているわけですが、そのような中で、大変気になる報道が先日ありました。

それによると、「令和3年2月26日の大阪高裁において、奈良市が建設中の火葬場新斎苑を巡る住民訴訟の控訴審判決で、仲川元庸奈良市長に裁量権の逸脱があったと認め、用地の売買代金から土地鑑定価格の約5,130万円を差し引いた約1億1,640万円の損害賠償を仲川元庸市長と、土地の売主2人の計3人に請求するよう奈良市に命じた判決が出された」とありました。

大阪高裁の木納裁判長は判決で、「仲川市長が約1億6,770万円、鑑定価格の約3倍という合理性を有しない大金で用地の売買契約を締結したことについて、市長に与えられた裁量権の範囲を逸脱・濫用したものである」と、書かれていました。

そしてさらに、大阪高等裁判所の判断の争点2においては、「仲川元庸市長の故意または過失の有無の説明においては、代金を鑑定などの結果を踏まえた合理的な金額よりも著しく不均衡な額に設定して、奈良市が土地売主2人に支払うことになったとしても、そのほとんどを、合併特例債を活用することで元利償還金の70%の範囲で国から交付を受けられることになる地方交付税で填補すれば上記奈良市の負担の多くを国に肩代わりさせることができるから、奈良市に損害を生じないとの考えの下で、本件売買契約を締結したものと認められるが、このような方法によって、土地売主2人の利益を凶る結果となる同契約を締結することは許されないものであって、いずれにしても仲川元庸市長には同契約の違法性について故意または少なくとも過失があったものと言わざるを得ない」とありました。

さらに心配なのが、「奈良市新斎苑の用地買収、損害賠償請求、市債権放棄か。市議会で仲川市長が検討と述べた」と、2日前の新聞に掲載されておりました。私が懸念するのは、土地開発公社による不要な土地を高価な金額で買い続けてきた当時の上層部の、市長や助役に非常に責任があったということで、土地開発公社を解散し、今、重症警報を受けるようなことに奈良市がなってしまったのに、またこのようなことが繰り返されているのではないかという懸念であります。

そこで、奈良県において、この5市町村の中でも特に額の大きい奈良市を何とか助けていただきたい、指導というか、勉強会とかいろいろしていただけるとあります。

先ほど申したような事態を繰り返してはいけないわけです。奈良市に合同勉強会を設置されるということですが、一体どのようなものなのか。奈良市、特に首長に、勉強会に参加するように要請はされるのでしょうか。その点、分かっていたらお聞かせいただきたいと思います。

ます。

○森本市町村振興課長 現時点においては、ほかの市町村ではもう既に始めているのですけれども、各市町村の財政、人事、税の関係の担当者と、私も含めた当課のそれぞれの担当者が出向いて、合同勉強会を開催しています。

共に改善策を検討した結果については、首長にボトムアップで提案していきたいと思っていますので、今、植村委員がおっしゃったように、市長に参加を要請するのかというと、勉強会自身には参加はしていただかないつもりでいます。

○植村委員 これは提案ですけれども、特に奈良市において、奈良市土地開発公社の解散プランの中にも、責任は市の上層部にあったと書かれています。ですから、このようなことが繰り返し行われるというような事態を阻止するためにも、トップの方にもちゃんと参加していただけるように、特に奈良市においてはお伝えいただければと思います。

指導というわけにはいかないでしょうけれども、勉強会ですので、問題点を考えてもらうために、ぜひお誘いをいただきたいと思います。

先ほどの報道、新聞にも、奈良市が市内に建設中の新斎苑の用地買収を巡って、市長が市議会に対して、損害賠償請求権の放棄の議決を求めることを検討していると掲載されていたわけですので、財政健全化を求められている中で、その団体が請求権を放棄することは一般論から言いましても適当ではないと思います。

今後、奈良県として、奈良市の財政健全化に向けて、合同勉強会を開催していただいて、その中で、奈良市に対して必要な助言をしっかりと行っていただきたいと要望して、私の質問を終わらせていただきます。

○樋口委員 私からは4点質問させていただきます。

まず、「予算案の概要」の164ページ、先ほど佐藤委員からもデジタル化の話がありましたけれども、デジタル化戦略の策定については一定、本会議の中でもご説明をいただいていたのですが、スケジュールをどのように考えておられるのか。これに併せて、特に行政事務のデジタル化について、いろいろ取組を書かれているのですけれども、これまでされてきたものの中で、県職員の在宅勤務、テレワーク、行政手続の電子申請、こういったものが今どの程度進んでいて、今後どういうスケジュールで完結させていくのか。それと、先ほどペーパーレス会議のシステム導入とか、パソコンモバイル化とかいったご質問もありましたけれども、これも令和3年度の1年間で完結する話なのか、実施のスケジュールを確認させてください。

○鎌仲総務部次長（ICT推進課長事務取扱） 奈良県の地域デジタル戦略については、先

日、知事が本会議で答弁しましたように、デジタル化により県民生活の質の向上を図ることが大方針です。これに向け、（仮称）奈良県地域デジタル化戦略を作成していきたいと考えています。

事業の実施については、4月にデジタル戦略課に改組してからの作業となりますが、現時点では有識者を交えた勉強会により、外部、市町村等の意見を取り入れながら、国のデジタル戦略も参考にして、行政、家庭、経済の3分野におけるデジタル化を検討してまいりたいと考えています。

これと並行して、庁内各部署のデジタル施策の実施内容を調整し、取りまとめ、今のところ年度内をめどに（仮称）奈良県地域デジタル化戦略を具現化していきたいと考えているところです。

つぎに、現在、行政手続の電子化については、平成15年度から県と県内39市町村が共同で、電子申請施設予約システムを稼働させています。紙でも申請できるし、電子でもできるという、2つの手続を取っているところです。県においては、今のところ各種申請の書類約400様式について電子化に対応しているところですが、実際、紙と電子、どちらが多いかといいますと、大半が紙で申請されているのが現状です。

今後、押印の廃止、添付書類の省略を課題として取上げていますので、申請件数の多いものから順次、申請様式の電子化をしっかりと進めてまいりたいと考えています。

今、かなりスマートフォンが普及していますので、県民の方々がスマートフォンを使って各種申請ができるように、利便性の向上に努めてまいりたいと考えています。

テレワークについては、先ほど少し説明させていただいたのですが、コロナ禍において、基本的にモバイルパソコンを使いました。ただ、現在導入しているモバイル端末が100台しかなかったために、十分に活用ができなかったというのが実態です。一部の職員は共通端末を持ち帰って行ったのですが、ネットワークが繋がっていないため利便性が悪かったという反省がありましたので、モバイルパソコンを2,600台導入するときには、これを使って在宅勤務ができるような体制を築いていく予定です。

○樋口委員 モバイル端末は来年度全部そろえるという話ですか。

○鎌仲総務部次長（ICT推進課長事務取扱） 今、全庁で入っている端末は4,800台あります。それを二世帯で、リースで入れています。令和3年の12月のリースが満了するとき2,600台更新をして、残りの端末は次のタイミングの令和5年度に切替えていきたいと考えています。

○樋口委員 順次リースの更新時期に合わせて更新するということですね。

それがそろえば県庁職員全員のテレワークも可能になりますし、ペーパーレス会議も多分それを使って行うという話になってくるだろうと思います。数年で相当進む話になるのではと思うのですが、1点、県庁の業務の中にはテレワークできるもの、できないものに多分仕分けられると思うのですが、この2年間で実績を積んでこられて、問題・課題は洗い出しが終わっているのかと思うのですけれども、どの辺りが問題になっているのか。あるいはどの程度の業務がテレワークや在宅で可能なのか、数字でなくていいので、ざっくりとどの程度か、もし把握できていれば教えていただけますか。

**○浅見行政・人材マネジメント課長** 令和2年9月に職員を対象としたアンケート調査を実施しました。コロナ禍における在宅勤務の中で、実証してみてもうどうだったかアンケートで聞き取りをしたところです。その中で、例えばメールの送受信や関係者との連絡調整、ネットを使った情報収集、会議資料・報告書等の作成、データの入力・集計・加工・分析、照会業務の取りまとめ、事業計画の企画・立案、こういったものについては、モバイル端末を持ち帰っていれば、一定作業をスムーズに行うことができたと分析をしています。

一方で、対人業務や窓口業務、あるいは現場監督が必要な業務、議会对応業務、それから検査・指導業務、こういったものについては、実施は難しいだろうと分析しています。

令和2年度春以降、感染症の拡大防止という観点で在宅勤務の実施をしたわけですが、今後は職員の個々の事情に応じた多様な働き方の選択肢を広げていく観点から、より多くの職員を対象とした在宅勤務制度を導入していく必要があると思っています。来年度から試行的に導入したいと考えていますが、それに際しては、ただいま申し上げたような、どういった業務が在宅勤務に適しているのか、また手続や留意事項等も含めて、分かりやすい手引をまとめて、職員に周知をした上で試行的な実施を進めてまいりたいと考えています。

**○樋口委員** 在宅勤務のときに出退勤の管理や、職務専念義務との関係で、どこまで自己管理ができるのか。要は家庭内の、例えば介護とか子育てとかというところで在宅勤務の意味が出てくると思うのですけれども、公私の仕分けをどこでどう管理するか。多分、手引書の中に明確に書かれるのだろうと思うのですけれども、その辺の条件が整ってきますと、こういうことを前提に仕事の組み立て方が大分変わってくるのだろうと。できる・できない部分の職種、あるいは職域、あるいは業務の区分がなされてくると、できるだけ合理的に在宅勤務が可能のように、全体の仕事の組み立て方を考えられなければならない。この辺りは今後の課題として出てくることだろうと思いますので、そちらを向いて進めることを前提に、各部署で考えてもらい、全庁的な体制で取り組んでいただきたいと思います。

次に、予算案の概要の167ページから168ページに、県民との対話、説明責任の確保、

情報発信力の強化ということで、いろいろな取組が記載されています。様々なメディアを通して県政情報等の発信をやっていただいているのですけれども、このコロナ禍でなかなか県民に正しく届いていない状況も見られたということもあります。それぞれの取組が、どこまでメディアで県民に見られているのかを気にしているわけですが、以前にも申し上げたかもしれませんが、例えば広報紙がどれだけの方にご覧いただいているのか、きっちり読んでもらっているのか。あるいは広報番組等、どれぐらいの視聴があるのか。あるいはホームページ等もどれぐらいの閲覧が、どういう情報にどれだけのアクセスがあるのか。こういった実態を把握する調査をされたことはあるのでしょうか。

**○毛利広報広聴課長** 例えば県民だより奈良ですと、今年初めて県民アンケートでどれぐらい読んでいただいていますかと簡単なアンケートを取りました。ホームページですと、どの部分がどれだけというところまでまだ細かく取れないのですけれども、どれぐらい閲覧数があるか。また、SNS等ですと、フェイスブック、ツイッター、LINEなど、どれぐらいお気に入り登録していただいているのか。スマホアプリのナラプラスですと、どれだけダウンロードしていただいているのかという指標はあります。ですが、個別の記事にどれだけというの今は今のところは正確にはつかみ切れていないのが実情です。

**○樋口委員** 例えばコロナ関連の情報は、県のホームページを開けたらすぐに出るようにしていただいているのですけれども、奈良県の状況がよく分からないという声はよく聞きます。そこへアクセスしている人は、取組を含め、どうなっているのか分かっているのだから、アクセスしていない人が結構いるという感覚を持っているのです。

それと、感染者数に目が行って、具体的にどんな取組をしているかというところまでちゃんと入れていない人たちも結構いるのではと。そこで県は何もしていないという誤解を生んでしまっているようなところもあって、どれだけそこへアクセスしてもらうかが非常に大事になってくるのです。それは十分に認識されていることだと思うのですけれども、特にこういう状況下で、必ず届けたい情報に対してどれだけのアクセスがあるかの確認は多分できるはずなので、やっていただきたいと思うのです。

それと、広報紙でも、どれだけの方が読んでおられるか、アンケート取っていただくのはありがたいことだと思うのですけれども、県民の方はどのような情報をご覧になっているのか、あるいは素通りしているのか、こういうところも実態を見て分析しながら、届けたい情報をどうしたら届けられるかということを考えて続けたいいけないことなのだろうと思うのです。

それと、もう一つ、情報を提供する、配信する窓口はいろいろ持っているのに、先ほど言



ったようになかなかアクセスしてもらえないという悩ましさがあります。これは一般的に民間でよく使っている方法だと思うのですが、SNSなどの口コミから、そのようなサイトをタグ付けして見てもらうとか。発信力のある人がそれをやると、あっという間に広がっていく。だから、奈良県のファンであったり、奈良県のことを大事に思っている有名人の口を借りるのではないですが、そのような人も頼りにしながら、できるだけ多くの人に正しい情報を正しく伝えていくための方法をぜひ考えていただきたいと思うのです。

せっかくいろいろやっているのに、その効果がもっと上がるように、何かもう一工夫を、考えていただきたいと思います。これはぜひ令和3年度に取り組んでいただきたい、予算が要る話ではないので、お願いしたいと思います。

3点目、南部・東部の振興について、令和3年度予算案の概要の150ページから157ページにいろいろ取組が書かれているのですが、特に、地域振興の観点から、これまで、拠点形成をする、人材育成をする、市町村とタッグを組んでイベント等を中心として、移住の促進、あるいは地域活力の創出に注力していただいていたと思うのです。最終的には人口増、人口減少を抑えるという言い方が正しいかもしれませんが、あるいは経済効果というところで、目標を立ててやっておられ、その達成状況を見るとまだまだというところはあのでしょうか、取組の到達点として今どの辺りにあるのか。

種を植えましたという段階なのか、芽が出てきましたという段階なのか、徐々に茎を伸ばしていますという状況なのか。この辺りどのような感じで認識されているのかということと、それをさらに進めていくため、今後注力したいところ、していくところ、特に令和3年度の予算の中でどの辺りに重きを置いてやっておられるのかをお聞かせいただけますでしょうか。

**○福野知事公室次長（奥大和移住・交流推進室長事務取扱）** 南部・東部地域でいろいろな取組をしてきた中で、徐々に芽が出てきているのは確かです。ただ、確かに樋口委員が言われるように、これをさらに継続していくためには新たなプラットフォームの構築が必要とも考えています。来年度の予算も、拠点の形成と人材の育成という二本柱を中心に予算を要求しているところです。

今、奥大和のいろいろなヒト・コト・モノなどの地域資源をうまく見つけて、仕事をつくるローカルベンチャーを育成していくことがすごく重要であるというところに来ています。その中で移住者の人たちが集まる、育てる、つながる、小規模で多機能な拠点の整備を検討して、整備しているところです。

県の施設でいうと、例えば橿原総合庁舎内の奥大和移住交流センター *engawa* で、令和元年7月から実験店舗、コワーキングスペース、ミーティングスペース等を運営していま

す。店舗は奥大和地域に移住してきた人たち、もともといる若い人たちの商品を一堂に集めて展示販売、ECサイトによる販売に取り組んできたところです。少しずつ売れるようになってきていて、利益が出るほどではないですが、3月は特によく売れており、ECサイトの売上も好調です。それでも150万円ぐらいしかいかないのですが、かなり人が来るようになってきて、芽が出かけている感じです。

最近は特に人材育成に力を入れており、クリエイティブスクールとして、会社役員とか自営業、デザイナー等の人たち、一定のスキルを持った人たちを対象に実践的なプログラムを検討するようなスクールをやっており、間もなく成果がまとまってくる時期に来ていて、実は来週金曜日に発表会があります。「にっぽんの宝物」という新しい取組も、県内、奥大和地域の事業者をマッチングさせて、新たな商品を作って、この3月末に東京の全国大会に持っていく商品も出てきている状況です。

南部東部振興課ができて10年、かなりいろいろなことをやってきました。奥大和の市町村に2,000人ぐらい移住しており、移住してきた人だけに書いてくださいというアンケートを置いているのですが、一定の成果は出ているものの、まだまだ足りないと思っています。そのような状況でまだまだやることを続けていかなければいけない、どこかのタイミングで新たな官民連携みたいな、プラットフォームをつくっていくことを目指さなければいけないと考えています。

**○樋口委員** ようやく芽が出てきているという状況ということ、よく分かりました。今、答弁されたように、どこかの段階で、まだ早いのか、もうすぐなのか分かりませんが、頑張る人、あるいは頑張ってくれようとしている人に対して、クリエイティブスクールのようところで人材の養成をやってと、今は多分入り口だと思うのです。

そこから実際に地域で何か事を起こしていくときに、この人たちをバックアップする体制があれば、実になっていくのだらうと思います。資金的な面でのバックアップもあれば、ノウハウ、あるいはコンサルティングでバックアップしていく、伴走型、地域密着で中へ入り込んで、そこをお手伝いできるような人や体制、組織、よく分かりませんが、行政だけの話ではなく官民連携というところで何か形が必要なのだらうと。

今のように県庁がぐっと前に出てどこまでできるのかと私自身疑問に思っているところがあって、そこを代わりにやってくれるものがないか、そろそろ考え始める時期なのかと。今すぐつくりなさいという話ではなく、ちょうど10年ということなので、考えながらそこへ向けての準備をしていくことが今必要なのではと感じています。その辺り、令和3年度で始めていただければいいかと思しますので、引き続き取組を進めながら、少し先のことも考え

てアクションの準備を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

最後4点目、佐藤委員が少し触れておられましたけれども、警察署の話です。今、交番駐在所最適化指針が出されている一方で、ICT化の話も取組として具体的に出てきている。令和3年度予算案の概要の50ページにも書いていますが、施設を減らすことになると、穴を埋めるための取組が必要になってくるのだらうと思うのですが、今ある施設を減らして残った人材、機材をできるだけ有効に活用できるようにICTの利用があるのだらうと。その取組は、今上がっているものだけですかという話もあって、いろいろとできることが増えてきていますので、そこを捕捉しながら、できるだけ人、あるいは機材を有効に運用できるように、最適化した結果として防犯、あるいは犯罪抑止の効果が上がったと言われるような取組を進めていただきたいと思いますというお願いです。

もう1点、生駒の警察署の跡地の話が出ていましたけれども、統廃合の関係であそこがなくなると、生駒台のあのエリア一帯に施設が集約されていくイメージなのです。ただ、立地を考えると、本当にあそこで全部賄えという話でいいのか心配もあります。となると、生駒署の後に何か、少し機能を上げた施設を造ることによって、全体をカバーしていく発想もあり得るのではと。これはまだ先の話なので、考える時間はあると思っっているのですが、そのようなことも含めて、ぜひご検討いただきたいと思いますということを申し上げて私の質問を終わります。

**○山中委員** 令和3年度予算案の概要の163ページに記載されています、多様で柔軟な働き方の推進について、先ほど佐藤委員、樋口委員からも質問があり、職員の端末をモバイル化するという話がありました。これの効果や、スケジュール等については答弁いただいていますので、私からは1点、端末のモバイル化によって県庁職員の働き方で、特に県民へのサービスという観点ではどのような使われ方をするのか、サービス提供ができるのかお聞かせいただけたらと思います。

**○鎌仲総務部次長（ICT推進課長事務取扱）** 現在、県庁職員は共通端末という形でパソコンを使っているのですが、これはあくまで自分の席に座らないとそのパソコンが使えません。例えば市町村説明や住民説明へ行くときに、いろいろな資料を抱えていくのですが、現地で次から次へと質問が出たときに、その対応ができないことがあります。

可搬性の端末を使うと、所属の中でもいろいろな情報をその場で資料提供したり、場合によってはプロジェクターに映したりと、活用できるのではないかと非常に期待をしているところです。

**○山中委員** いつも、議会へ来るときでも、皆さん大きなかばんを持って、資料をたくさん

詰めて来られますので、そういう意味ではペーパーレスできるとすごいと思います。

また実際に、ほかの県だったのですけれども、例えば農業の現場へ行って、農家の皆さんとお話するときに、農業指導ではないですけれども、実は国のほうでこのような資料が出ていますと、その場で示しながら話をされている場面に出くわしたことがあります。そう思うと、こうした端末を使った県民へのサービスは随分と進化していくのだと、期待したいと思いますので、ぜひともよろしく願いをします。

それでは、予算案の概要の168ページに、奈良県のEBPM－エビデンス・ベスト・ポリシー・メイキングが記載されていますが、その推進事業についてお聞かせいただきたいと思います。

奈良県ではこれまで県職員の統計リテラシー、つまりデータを分析して読み解く力や統計を活用する能力を向上させようということで、平成25年度から職員向けの統計研修を実施されてきたかと思います。そして、平成27年度からは、県職員だけでなく市町村の職員の統計リテラシーの向上も図っていこうということで、県全域で統計重視の文化を広げるために、奈良スタットイベントを開催しようとして取り組んでいるかと思います。このような取組を通して、事業の目的と具体的な政策立案に至った実績等があればお聞かせいただきたいと思っています。

**○山崎統計分析課長** デジタル化の進展に伴い、統計の価値はますます高まっており、高度なデータ分析ができる人材の育成が急務となっています。統計分析課では、証拠に基づく政策立案が進展していくよう、より効果的な人材養成及びEBPM推進の施策を講じているところです。

具体的な事業としては、先ほど山中委員から紹介いただきましたが、官庁データサイエンティスト育成事業と奈良県EBPM推進事業の2つの事業を実施しています。

官庁データサイエンティスト育成事業では、データサイエンスセミナーとして、県・市町村職員を対象に、統計的なスキルを身につけるセミナーの開催や、経済学部の大学教授を配置した統計分析相談窓口の設置を行っています。

また、奈良県EBPM推進事業では、奈良スタットイベントの開催や奈良スタットジャーナルの発行による広報の取組、毎月、奈良県の経済動向を地域の課題の検討資料としてホームページに公表しているところです。

事業効果ですが、データサイエンスセミナー、またスタットイベントの終了後のアンケートでは、約8割超の満足度をいただいているところです。

**○山中委員** 奈良スタットジャーナルは既に第6号までできており、年に1回大きなイベン

トをされて、そこで基調講演をいただき、県の職員もそうですが、各市町村からもこうしたEBPMの政策立案事例を発表されています。

そうした中で、特に直近の、令和3年の1月に開催された奈良スタットイベントで、事例発表された3件のうちの1件が実は奈良県の女性活躍推進課が行った、女性のワークライフバランスを実現するための意識調査の結果からということでした。このプレゼンの中で、当日の基調講演をされた秋山先生から、統計の分析から得た結果を基に次期計画を策定された点はすばらしいという評価がありました。また、安孫子統計分析専門員から、奈良県の女性就業率は低いとされているけれども、その背景が今回の調査で分かって、その施策にそのことが反映されてとても良いと評価を頂いております。

こうした取組を通して、まさに証拠に基づく政策立案、EBPMを定着させることが必要と考えますけれども、今後どのように展開されようとしているのか、この点をお聞かせいただけたらと思います。

**○吉井政策推進課長** 県全体でEBPM、政策立案ということで、私からお答えします。

山中委員お述べのように、県でも、県民に信頼される行政を展開していく上で、統計データを積極的に活用し、EBPMを進めていくことが大変重要だと考えています。県政発展の目標と道筋として取りまとめた「奈良新『都』づくり戦略2021」にもデータを収集・分析して、エビデンスを基に考える統計重視という流儀で取り組むことを明記しています。

また、PDCAのサイクルの中でも、エビデンスに基づいて政策立案していくことを特に重要と考えており、決算審査特別委員会でも配付しました重点課題の評価においても、各種指標の現状分析と評価を行い、これに基づいて次年度に向けた課題の明確化を行っています。それをまた、次の「奈良新『都』づくり戦略」に反映させていくというサイクルで取り組んでいるところです。

この統計重視の考えを政策課題に評価し、県の政策立案につなげていくというプロセスについては、全庁的な取組で、県庁職員のレベルアップにもつながっていると考えています。

こうした考えの下、いろいろな取組を進めていく中で、ご承知のとおり、工場立地件数が増えたり、有効求人倍率が上がったり、死亡率が低下したりというような、数字として目に見えるような成果も表れているところです。

**○山中委員** まだ私が知らなかったところが大きかったのだと思いますが、それぐらい統計重視をしていただいて、様々なところで取り組んでいただいているということも分かりました。県庁外にも、県はこうやっているというところを、PRも含めて大いに発信をしていただくようお願いしたいと思います。

それともう1点、先ほど植村委員からもありましたが、市町村の財政健全化の支援について、少しお聞きしたいと思います。

事業の内容等については、先ほどお聞きになりましたので、この背景にはまさに2006年の6月、約353億円の巨額な赤字を抱えて財政破綻をした夕張市のことがあったかと思いますが、その破綻を契機に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が創設をされ、財政指標である健全化判断比率が設けられ、早期健全化基準を上回ったら財政健全化計画を策定し、健全化の方向に修正していきましようということが決まったと思います。

もちろん県内における各市町村、早期健全化基準の数字を上回るところではないと思いますが、この令和元年度のデータで見ても、経常収支比率が4年ぶりに回復はしたものの、98.0%、前回より0.4ポイント改善しているのですが、全国的には93.6%ですから、随分と上にあると思います。

また、実質公債費比率でも2年ぶりに少し改善しましたがけれども、これでもやはり県内の市町村の平均では9.8%、全国では5.8%ということで、やはりこれも高いところの水準にあります。

もちろん将来負担比率もそういう点で見ますと、10年連続改善してきているものの68.2%で、全国平均は27.4%ということですから、これも随分高止まりした形で、なかなか、好循環な形にはなっていない、そういう背景もあって、今回のこういった市町村支援をしていこうと取り組まれたという動機は十分理解できます。

そうした中で、先ほどお聞きになった健全化計画で経常収支比率を5年間で5ポイント改善させようというのが一つの要件になっているかと思いますが。実際に、私が頂いた資料を見ますと、ここ最近の奈良県における経常収支比率ですが、93.5%というのが平成27年度の数字です。それから、令和元年度では98.0%ということで、これはあまり良くない傾向になっています。

県が支援をしますという中に、公債費の平準化があらうかと思いますが。また、返済期間を延ばしてもらえるなどの手だてはあると思いますけれども、やはり5年間で5ポイント改善させるというのはなかなか大変だと思います。ややもすると要件に該当しない市町村も出てくるかと思いますが。そのためにしっかり勉強会をやっていただくのだと思いますけれども、そうなったとき県としてどのような対応をされるのかお聞かせいただきたいと思います。

**○森本市町村振興課長** 先ほどの植村委員の答弁とも若干重なる部分もあるかと思いますがけれども、合同勉強会を通じて今回、財政健全化計画を作成し、市町村議会の承認等を経て、県と協定を結び、その上で財政支援を実施するという形にしています。その結果については、

毎年度進捗状況をきちんと公表した上で、議会にも報告いただきたいと思っています。

したがって、現時点においては、県と市町村との間の約束事ですし、住民に対しても公表するわけですから、5年間で5ポイント以上上げていただけるような、実現可能な計画をきちんと作っていただき、必ず実現していただきたいと考えていますので、実現しなかった場合というのは想定していません。

**○山中委員** 分かりました。心強い答弁をしてくださったので、安心しますが、本当になかなか難しいという現状にあると思いますので、そういう意味では、合同の勉強会を通してしっかりと進めていただきたいですし、また県も最後まで寄り添って支援するという気構えで、お願いしたいと思います。

次に、予算案の概要の50ページに、奈良県警察総合情報管理システムの構築についてというところがあります。これについてお聞きしたいと思います。私ども公明党会派として、毎年予算要望しています。その中で、子どもや女性が被害に遭う犯罪を未然に防止するシステムの構築に取り組んでいただきたいと要望したところ、奈良県警察総合情報管理システムの構築によって、犯罪の未然防止につながる情報提供や犯罪抑止、検挙活動につながりますとお答えいただきました。

そこで、奈良県警察総合情報管理システムの事業概要についてお聞かせいただきたいのと、私たちの生活の上でどのような利便性があるのか、この点についてもお聞かせいただきたいと思います。

**○中岡刑事部長** 奈良県警察総合情報管理システムは、令和元年度から予算化して構築を進めているところです。これは地域で発生した犯罪や、犯罪につながるおそれのある、前兆となる事案などについて、より精緻な犯罪情報分析を行うため、県警察で保有している犯罪に関連する各種情報を集約し、犯罪抑止に有効な統計・分析を効率的に行うことができるものです。

また、犯罪の発生状況、そして、犯罪の手口などの情報を地図上に表示し、公開されているオープンソースの様々な情報とも組合せて、犯罪の発生場所や発生時間帯、犯人の特徴などについて見える化、予測を行う地理プロファイリングという高度な分析ができるシステムです。

このシステムを構築することにより、犯罪の抑止と検挙に係る効果的・効率的な警察活動が実施できるとともに、県民の皆様方には的確な安全情報を提供することで、子どもや女性が被害に遭う犯罪等の未然防止につながっていくものと考えています。

**○山中委員** この地理プロファイリングは、犯罪の見える化、犯罪の予測をするということ

で、犯罪の抑止、また検挙につながる大きな効果が期待されるということなので、しっかりと進めていただきたいと思います。

まさに、子どもや女性を対象にした犯罪は、被害者だけではなく、その家族の心身にまで深く傷を与え、また地域社会においても著しい不安感を生じさせることにもなりかねません。私は、これらの犯罪を未然に防止し、被害を発生させないことが警察本来の目的だと思います。そこで、犯罪の抑制や検挙に大きな効果が期待される他のシステムがあれば、その整備や計画についてお聞かせいただければと思います。

○中岡刑事部長 令和3年度は、奈良県警察総合情報管理システムの構築を継続してまいります。これ以外にも、時代の変化や犯罪実態の必要に応じて、計画的にシステムの高度化や整備を進めてまいりたいと考えています。

○山中委員 県民の安全と安心のためにも計画的に、先ほどの警察総合情報管理システムを運用していただきたいと思います。

次に、予算案の概要の同じページにある、交通事故の情報総合管理システムの高度化についてもお聞きしたいと思います。

県内における交通事故件数を聞くと、令和2年度は、死亡事故が25件、人身が2,790件、物損が3万2,745件ということで、合わせますと3万5,560件となるわけですが、このような事故データの内容と共に、位置情報がマッピングをされていくと、様々なところで生かされるデータになると思います。

例えば道路交差点の改良につながるのではないかと、また例えば信号機の設置にもつながっていくのではないかと。そして、何よりも歩道、歩行者の安全確保につながるような、このような情報もたらされるのではと安易に考えてしまいますけれども、本来は多様な交通情報を収集し、高度な交通事故分析、検証を行うための管理システムの高度化ということです。少し違うかもしれませんが、そこで、この事業概要と、分かりやすい目的・効果についてお聞かせいただきたいと思います。

○山崎交通部長 交通事故情報総合管理システムは、全国に先駆けて平成19年から運用を開始したもので、今期で4期目の更新です。

本システムでは、詳細な交通事故分析を可能とし、PDCAサイクルによる各種交通事故抑止活動に活用するほか、その分析結果を道路管理者や県民へ情報発信するなどして有効活用しているところです。

今期のシステムの高度化により、これまで別のシステムで管理していた交通規制情報を本システムと統合して1つのシステムとして確認することができるようにするなど、これまで



以上に効率的かつ高度な事故分析を行い、交通事故抑止対策に反映することが可能となるものです。

なお、本事業により教育委員会で予算要求されている通学路マップのデジタル化事業において、利活用できる交通事故発生箇所のデジタル化情報を提供できるようになる予定です。高度化された交通事故情報総合管理システムを有効活用し、引き続き交通事故実態に合った交通事故抑止対策を推進してまいります。

**○山中委員** これでは県民を交通事故から守っていただけ。また、児童・生徒の通学路のマップのデジタル化の部分にも生かせるという話ですので、そういった連携も含めてしっかりやっていただけたらと思います。

最後になりますけれども、同じく予算案の概要50ページにある、サイバー空間の安全確保の推進についてお聞かせいただきたいと思います。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、私たちの生活も随分とデジタル化の波が進んできています。例えばテレワークの実施、またはキャッシュレス決済の普及など、サイバー空間が日常生活を含め様々な活動を営む場となりつつある中、新たなサイバー犯罪やサイバー攻撃が国内外においても発生している状況ということを、マスコミ等によく目にします。

そこで、本県における不正アクセス行為の発生状況や、重大な事案があればお聞かせいただきたいと思います。また、産・官・学ネットワークの構築によるサイバー空間における安全確保についてもお聞かせいただければと思います。

**○桑原生活安全部長** 令和2年のサイバー犯罪の検挙件数ですけれども、全国で見ますと9,875件で、過去最多の件数になっています。奈良県を見ても、令和2年は令和元年よりも2件増加の134件です。平成29年以降100件を超えており、高止まりの状況にあります。

山中委員お述べのとおり、サイバー空間における脅威というのは深刻さを増しているのではないかと思います。

そこで、もう1点お尋ねのあった産・学・官のネットワークの構築については、サイバー空間での脅威への対処は警察だけではなく、関係機関、団体等が連携して社会全体で取り組むべき課題であるということです。

そういったことを踏まえ、産・学・官ネットワークを整備し、一体となってサイバー空間の安全を確保してまいりたいと考えているところです。今回上げさせていただいている中で、具体的には大学教授等を奈良県警察サイバーセキュリティ対策アドバイザーに委嘱をしています。

それから、産業界との連携でいうと、県の商工会連合会をはじめとする産業界とのサイバーセキュリティ対策に関する協定を締結しています。こういった施策を通じて、サイバー空間の安全確保に努めてまいりたいと考えているところです。

**○山中委員** 先ほど県内における検挙数をお聞かせいただきました。この134件という、100件超えのところが、多いのかどうかということはあるかと思えますけれども、しかし、だんだんと巧妙になってきているでしょうし、そういう意味で、検挙することは大変なのだろうと察します。そういったことを日々行っていただくという意味では、やはり皆さんの研修が非常に大事かと思えます。

ここにも書いていただいているのですが、業務に当たっていただいている人員の皆さんの研修が具体的にどんな形で行われているのか。また、裾野を広げる取組もどんな形で進めていただいているのか、この点についてお聞かせいただきたいと思えます。

**○桑原生活安全部長** 予算案の概要にも、サイバー犯罪捜査員のスキルアップ研修を挙げています。この研修は、サイバー犯罪の捜査に従事する職員に対して、最新の情報通信技術について理解させる、また、サイバー犯罪の取締りに活用させることを目的として、まず、県警察内で実施する研修では、大学教授等の有識者を招致して講義をしてもらい、サイバー犯罪捜査実践塾を開催することとしています。

それからまた、一般財団法人日本サイバー犯罪対策センターや、民間のサイバーセキュリティ研究機関などが実施をしている研修会があるのですけれども、そこへ捜査員を参加させて、最新の知識や取締りの技能を向上させてまいりたいと考えているところです。

**○山中委員** 聞いているだけでも皆さんにご苦労いただいているという印象です。そうしたセキュリティに関しての研修をやっていただいて、最前線の知識を持って、サイバー空間における県民の安全を確保していただきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

**○中村委員長** 植村委員から質問漏れがありましたので、委員長として植村委員の質問を認めます。

**○植村委員** 山中委員の質問でもありましたけれども、市町村財政健全化、財政支援の検討について、先ほど申し上げたように、例えば奈良市において債権放棄がされた場合でも財政支援が行われるのかお聞かせください。

**○森本市町村振興課長** 債権放棄が行われた場合でも財政支援するかどうかというのは、まだ考えていません。先ほど申したように、今のところは、5年間で経常収支比率を5ポイント下げる計画を作っていただけるか、それを議会の承認等、一定の手続を経ていただけるかを要件にしたいと考えています。

○中村委員長 それでは、本日の午前中の会議はこれをもって終了します。休憩をします。

11:51 休憩

13:02 再開

○中村委員長 休憩前に引き続き、会議を行います。

○阪口委員 警察本部へ2点質問をします。

1点目、交通指導の取締りについて質問します。質問に当たって、県のホームページや交通事故日報を拝見しています。それを認識しての質問です。まず、交通指導の取締りで、奈良県の基本的な考え方、目的についてお伺いしたいと思います。

○山崎交通部長 交通指導取締りは道路交通の秩序を確立するほか、安全で快適な交通環境を実現し、車両運転者等の規範意識の向上と安全行動の実践を目的に実施をしています。

具体的には管内の交通実態、交通事故発生状況、さらには取締りに対する県民の要望等を踏まえ、真に交通事故に直結する悪質・危険性の高い違反や交通の円滑化を阻害する違反を最重点に指導取締りをするよう各警察署を指導しているところです。

○阪口委員 交通指導については、交通取締りの方法や、取締り場所の問題があると思います。取締り場所として一般の道路、生活道路、スクールゾーン、それぞれの違いがあると思います。スクールゾーンについて、警察本部としてはどのような基本的考えを持って取り締まっておられるのかお聞きしたいと思います。

○山崎交通部長 県警察としては、平成24年に京都府亀岡市で発生した、登校中の多数の児童が被害に遭うような悲惨な事故を防ぐことを目的に、また、住民や保護者からの要望を踏まえ、スクールゾーンの取締りを重点的に取り組んでいるところです。

具体的には、スクールゾーンは地域住民の要望や管内の交通情勢から登下校が集中する一、二時間の限られた時間を指定し、かつ必要な場所を選定しており、各警察署において必要な箇所の取締りを強化することで、通学路の安全を確保しているところです。

間もなく春の交通安全県民運動や新入学時期を迎えることから、この機会も活用し、地域住民や新入学生などへの広報啓発活動を併せて実施することにより、スクールゾーンにおける交通事故抑止に努めてまいります。

○阪口委員 4月になると、新入生も初めての登校になりますので、登下校の安全確保が重視されるべきではないかということに私も同感です。

私は生駒市あすか野に住んでおり、あすか野小学校にもスクールゾーンがあります。そこは交通標識で規制はないのですが、私は7時半から8時半の、生徒が通るときに自動車を通らないようにしているのです。きちんと走っていても、子どもが飛び出してきたら危ないの

で通らない。ただし、7時半から8時半までは通ってはいけないという標識があると、そこを通るときに地域住民であっても罰金を払わなければいけないと思うのです。

警察としては、取締りを突如する場合も効果的であろうし、ただし、取り締まることで近くの人が罰金ばかり食らうと反発も食らうので、県のホームページ見ると、橿原市では3月に、通学路、生活道路における速度違反の取締りをすると啓発しているケースもあります。こういう地域ではスクールゾーンは地域の住民を捕まえることが目的ではないので、啓発等も踏まえてやっていくことが効果を上げるのではないかと思うのですが、その点についてお伺いしたいと思います。

○山崎交通部長 今、ホームページというお話がありました。確かに警察としては、全ての取締りの予定を掲載しているわけではありませんが、各警察署単位で月ごとに何々警察署がどこの区域でどのような、例えば今出ました速度違反であるとか、歩行者妨害であるとか、何を重点に取り締まるのかを一部公表しています。ただし、全て公表しているわけではありません。

○阪口委員 スクールゾーンの規制をする場合に、許可証等の発行もあるかと思うのですが、引っ越してきた人であればそれが分からないとか、いつも取り締まらないから通ってもいいと安易な認識を持つ方もおられるか分かりませんので、許可証が要りますと自治会を通して啓発するなどについて、お考えがありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○山崎交通部長 スクールゾーンに関しては、警察としても必要と認めるところもありますし、また住民からの要望もあります。要望がありましたら、スクールゾーンとして通行を控えていただくこととなります。ただし、それは運転手、住民にも関わることとなりますので、その場合は要望があった時点において、通行許可を得ていただく必要があるということも併せてお話し、本当に通行禁止という規制が必要なのかどうかを判断してまいるといことです。

○阪口委員 最後は要望です。警察の諸活動については、県民も期待しているところが多いと思うのです。交通違反については罰金を取られると、何やねんということが出てきます。当然罰金ありきではないのですけれども、罰金を与えることで抑止効果が上がるというのも事実です。

できるだけ県民の信頼を得ていこうと思えば、周知徹底することも一つの交通指導取締りに重要な役割を果たすと思いますので、要望しておきます。

2点目の質問は信号です。信号の要望は私のところにもたくさん来ますが、これは無理でしょうという場合もあります。うちの会派でも意見が出ていますので、要望数や、設置基準

もあると思いますが、その点について、お考えをお聞きしたいと思います。

○山崎交通部長 信号機の設置に当たっては、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために警察庁が示す信号機設置の指針に基づき、車両及び歩行者の交通量、交差点形状、交通事故の発生状況等、また、ほかの安全対策により代替が可能かどうかを総合的に勘案した上で、真に必要性、緊急性の高い箇所を選定して設置することとしており、令和3年度はこれらの状況を満たした4基を設置する予定としています。

なお、信号機の設置要望箇所については、令和元年度には79か所受けており、過去3年間の平均は約81件です。

○阪口委員 方針は分かりました。また、地域住民の要望等があれば、こちらも視察に行つて、本当に必要とあれば、管轄の市にまず要望書を出して、そして必要であれば、県警察本部にこういう状況ですとお伝えするかも分かりませんので、そのときはよろしく願ひします。

○太田委員 まず、救急搬送について質問させていただきたいのですけれども、これまでも救急搬送の問題で大きな社会問題となったこともあります。奈良県でもこの間、いろいろ取り上げられてきましたけれども、近年の平均救急搬送時間について、お伺いしたいと思います。

○大澤消防救急課長 救急搬送時間ですけれども、近年では全国的にはほぼ横ばい状態でありますけれども、県においては、平均搬送時間、平成27年の44.3分から平成元年には40.0分と、4.3分短縮している状況です。

○太田委員 先ほどのご答弁にもありましたように、全国的には横ばいということですが、奈良県は短縮方向に向かっていることは、これはe-MATCHの導入とか、様々な形でご尽力いただいているためかと思っています。

全国の平均39.5分に対して、奈良県は令和元年で40.0分ということですので、まだ平均に追いついていないというところでもありますけれども、ただ、地の利の問題などもあると思います。奈良県も南部が広かったりとか、いろいろなこともありますので、一概に平均を超えたからいいとか、悪いとか、そういう判断は私もしたくないと思っています。ただ、この時間をできるだけ下げる取組を進めていただきたいと思いますと思うのですが、そういう点で申し上げますと、応需率を引き上げていくことが大事になってくると思っています。

その点において、平成29年度で周産期の応需率が、全体が75%だったのだけれども、平成30年度で58.3%という数字で一旦落ち込み、周産期の方がなかなか診てもらえなかった状況があったと思うのですけれども、この辺の応需率の状況について、もう少し教え

ていただければと思います。

**○大澤消防救急課長** 応需率については、搬送件数と照会件数で、1回の搬送についてどれだけ照会があったかということで出していますけれども、太田委員お述べの周産期については、そもそも年間の件数自体が少ない状況ではあります。お述べいただいた応需率58.3%の時点については、年間で14件でした。ですので、例えば1件、2件でも応需率が悪くなってしまうと数字が悪くなる状況です。

ただ、ほかの疾患も含めた全体の年間搬送件数は、平成30年度では6万件ほどあるわけですので、平成30年度の応需率は76.2%になっています。この数字をいかに良くしていくのかというのが課題かと思っています。医療機関や消防機関含めて協議しながら応需率を上げていきたいと思っています。

**○太田委員** 周産期も、件数そのものは少ないということで、1件の対応で大きく変化するということです。令和元年度の資料を見ていますと、その点も改善されているということです。中には、どうしても困難な事例もお聞きしていますので、こういった状況をいかにスムーズに医療につなげていくかが、救急搬送の時間を短縮していく上で今後の課題ではと思っていますので、その点は私も注目していきたいと思っています。

続きまして、県庁職員の働き方の問題ですが、これもかつて出退勤のシステムの、退庁時間のデータと超過勤務命令の出ている時間との乖離があったということで、この乖離の状況と長時間勤務の状況についてお伺いしたいと思います。

**○浅見行政・人材マネジメント課長** 令和元年度における職員の1人1日当たりの超過勤務の実績ですが、在庁時間が57分、手当時間が37分であり、乖離時間は20分となっています。これは平成29年度の数字と比べて、在庁時間は11分の減少、手当時間は2分の増加、乖離時間は13分の減少となっており、状況としては一定の改善が見られると考えています。

また、時間外の在庁時間が、1月当たり80時間を超えている職員の割合で見ますと、令和元年度は0.6%となっており、これも平成29年度の数字から1.6ポイント減少している状況です。

**○太田委員** 先ほどのご答弁にもありましたように、長時間の勤務は総体的に減ってきているということです。80時間以上超えている方も中にはいらっしゃるということです。

先日も私、担当の方にお話をしたのですがけれども、部署によっては、今、かなり厳しい状況の中でお仕事をされているということもお聞かせいただきました。これはなかなかここでお伝えするわけにはいかないのですがけれども、そういった個別の事案に対しても丁寧に対応

をしていただきたいと思います。

その際に、今、ジェンダー平等と言われてはいますが、女性の育児休業の取得率はずっと100%の状況が続いているのですけれども、男性の取得率が、平成30年度の公表値では3.1%で、現在の男性の育児休業の取得率がどうなっているのかについてお伺いしたいと思います。

**○浅見行政・人材マネジメント課長** 男性の育児休業の取得率については、女性活躍推進法及び次世代育成法に基づき策定をしている行動計画があり、この中で、太田委員ご指摘のように、令和2年度までに13%という目標の中で、平成30年度は3.1%という公表値でしたけれども、令和元年度の実績で申しますと、男性の育児休業の取得率は19.7%となり、目標値を上回ったところです。

**○太田委員** 令和元年度では19.7%ということで、約2割の男性職員が育児休暇を取られているということは非常に大きな飛躍だと私たちも大いに評価をしたいと思っています。

令和2年度までに13%という目標値をはるかに超えてしまっているわけですから、改めて目標を設定して、できる限り男性にも、子どもができれば育児休暇を取ってもらうことが当たり前のような県庁であってほしいと思うのですけれども、目標の設定についてお聞かせいただきたいと思います。

**○浅見行政・人材マネジメント課長** 目標値を上回っているということで、今お話を頂きました。これまでもフレックスタイム制の活用や、育休代替任期付職員の採用、所属長へのマネジメントの研修、女性職員向けの様々な研修など、制度や職場環境の整備、職員の意識、組織風土の改革、こういった観点から、男女を問わず生き生きと働きがいのある職場づくりを、働き方改革の大きな取組の中で進めてきたというところであり、それに伴って一定の効果が出ているのではと考えています。

先ほど申しました女性活躍推進法及び次世代育成法に基づく行動計画の更新の時期も来ていますので、また目標値を検討し、男性の育休取得のさらなる促進、そして、男女問わず生き生きと働きがいのある職場づくりに向けて、取組を推進してまいりたいと考えています。

**○太田委員** 男性の方も当たり前のように育児休暇が取れるような環境を、ぜひつくっていただきたいと思います。

令和3年2月定例議会の追加提出予定議案で、新型コロナウイルスの感染症拡大防止協力金、県内消費喚起支援事業、デリバリーの支援事業などで、不用額を減額補正しているが、使われなかった部分の取扱いについてどうなるのか、教えていただけますでしょうか。

**○川上財政課長** 今おっしゃった中身については各部局に聞いていただければと思うのです

が、事業を実施するについて、当初はある程度いろいろと、例えば協力金であれば一定の試算に基づき、積算したところなのですが、実際に申請があつて交付された額が減ったので、その分について差引きしています。

財源は、新型コロナウイルス感染症については地方創生臨時交付金を使っており、この財源を活用し、今回の2月補正の追加提案でお願いしている制度融資の後年度負担に充てる基金に積立てをしている状況です。

**○太田委員** 国庫に返すのではなくて、基金として積み上げていくということです。本会議での質疑にもありましたが、いろいろな支援事業をやっているのですけれども、行き届いていないところが幾つか見受けられ、私のところにも、年末は越せたけれども年度末は越せるかどうか分からないといったかなり厳しい声もありますので、ぜひこの基金に積んでいただき、有効に活用していただくことを要望しておきたいと思います。

地元のことで恐縮ですが、以前にも質問させていただいたのですけれども、旧高田東高校は10年以上前に廃止され、今もそのまま放置されている状況です。グラウンドは近隣の生徒が使ったりとか、校舎になっている建物は文化財を保管したりとか、そのような状況になっているのですが、外観は放ったらかしで、松塚の駅の近くを通ると校舎も見えますので、景観としてはあまり良くないと思っています。この場所を有効活用してほしいということが地元のお願いですけれども、1年ほど前によくファシリティマネジメントで議論の俎上に上がったとお聞きしたのですが、現在の状況についてお伺いしたいと思います。

**○尾崎ファシリティマネジメント室長** 今、太田委員がおっしゃいましたように、広陵高校と高田東高校が統合され、高田東高校は平成19年から未利用となっています。現在、旧校舎を埋蔵文化財や古民具等の仮置き場として使用している状況です。

低・未利用資産の活用、処分を検討するために、庁内にファシリティマネジメント推進本部を設置し、議論しています。この高田東高校跡地の場所が市街化調整区域であり、新たな施設を建設するのに非常に制限が大きい地域です。また、敷地が3.6ヘクタールと、非常に広大であることもあります。また、周辺道路が狭いこと、浸水想定区域に入っていることなど、民間での活用の際の課題はなかなか多いところだと思います。このため、残念ながら県での活用も非常に困難な案件であるという認識を持っています。

このような状況ですので、有効な活用策を今のところ見出せておらず、地元の大和高田市にも活用案がないか働きかけをしているところですが、市でも活用の意向が現在ないところだと思います。今後もなかなか厳しいと思いますが、有効な活用策について見出したいと考えているところです。



○**太田委員** 先ほどのご答弁にもありましたが、市街地調整区域であり一般的に建物の建築ができない、進入路も狭いということなど、本当にいろいろな課題がありました。広大な土地でありながら有効活用ができていないということは、地元としても何とかしていただきたい、憩えるような場をつくってほしいと思っています。

この場所は非常に活用が困難であるということも私なりに理解していますが、ただ、あのまま建物が老朽化して行って、良くない状況がこのまま続いていくのは何とか避けたいと思っています。

続きまして、同じく県有施設の建物の活用についてですが、西奈良県民センターの跡地の利用についてお伺いしたいと思います。県の西奈良県民センターが廃止され、建物が現在撤去されています。近隣の方々からの要望がまとめて県にも提出され、この間申入れも行っていきます。いろいろ経過はありますけれども、平成27年9月28日に当時の県のある担当課長が地元の自治連合会の会長に対して、西奈良県民センターの跡地について、県としてこの土地の売却は考えていない、都市計画上公園区域であって、基本的に公園としての利用を考えていく、第一種低層住居専用地域の建築規制もあり、民間業者が思いどおりに建築できる場所ではないという見解を示され、そういうふうを受け止められたということです。

ところが、この後、県はこの跡地を民間に売却する方針に変更されたということで、住民の方も何でこのようなことが起こったのかという疑問や、民間に売却されたら困ると、お話を伺っているところです。

まず第1点目に、このようにこれまでも売却しないと言っていたにもかかわらず、いつ、どのような理由からこのように方針を変えたのか、お伺いしたいと思います。

○**尾崎ファシリティマネジメント室長** 西奈良県民センターの跡地の活用、処分についてですが、先ほどの高田東高校のときにも少し触れましたけれども、県ではファシリティマネジメント推進本部会議を設置し議論しています。その中で様々な選択肢の検討を経て、施設の地元である奈良市に活用意向も確認しました。ところが、奈良市から活用意向がないというお返事がありましたので、民間に売却する方針を決定し、今その方向で進めています。

○**太田委員** 次に、技術的な問題ではあるのですが、住民からの疑問として、都市計画上の公園地域である土地をそのまま民間に売却することができるのか、この点についてはいかがでしょうか。

○**尾崎ファシリティマネジメント室長** 当室はファシリティマネジメントの担当でして、都市計画の部局ではありませんが、そちらから聞いているのでは、都市計画の公園区域を外して、その上で手続を進めていくと聞いています。

○太田委員 技術的にはできないことはないらしいのですが、区域を外さないまま売却しても、もう後の活用ができないということから、恐らく売却する際にはこの公園区域を外すと私なりに理解しているところです。

この手続を行うには、当然地域の住民の皆さんが意見を表明する機会を設けることが求められていると思いますけれども、その点はどうなっているのかお伺いしたいと思います。

○尾崎ファシリティマネジメント室長 どちらも都市計画法の手続に基づいて進められるもので、一定のそういう機会はあるかと思います。

○太田委員 この売却予定地を都市計画の公園区域から外すには、県は都市計画法などに基づいて原案を作成し、地元説明会で意見を聞いて都市計画変更案を作成し、縦覧に供しなければならない、こういう流れになっていると、私も確認しています。

住民や利害関係者は変更案に対して意見書を提出できる、県は意見書をつけて変更案を都市計画審議会にかけて了解か承認かを判断いただく流れになってくるということです。先ほどのようなご答弁でそういう機会があるというお話だったかと思うのですが、この都市計画審議会に諮る上での意見聴取は、都市計画から公園区域を外すことについての意見は聞くことができるかもしれないのですが、住民はここをぜひ、皆さんの憩いの場として、民間には売却しないで県あるいは奈良市が管理してほしい、災害があったらこういったところも活用できる場にしてほしいという意見です。こういう意見を都市計画審議会の中でというのはなじまないのではないかと思うのですが、このような意見も反映されるのか、この点についてはいかがでしょうか。

○尾崎ファシリティマネジメント室長 都市計画法の詳細については、私もそこまで詳しくはないのですが、確かに都市計画法においては公園区域を外すという手続について意見を伺う機会があると思います。

○太田委員 私も都市計画審議会の委員を何年もしていますので、出た意見などを都市計画審議会の中で聞かせていただくのですが、この場所がこういう場であってほしいとかという中身については、少なくとも私の記憶している限りでは意見としてはなかなか上がってこない。そこを外すかどうか、そのことについての意見は吸い上げられますけれども、その場所を住民がどのように望んでいるのかという意見については、なかなか都市計画審議会では議論されていないのではないかと思うのです。

先ほどもお話がありましたが、県としては、最初はこの跡地の売却は考えていない、この間奈良市にも活用してもらえないかという働きかけをされたと思うのですが、奈良市からも断られ、売却という形に、結局落ち着かざるを得なくなってしまった。当初の見通し

の甘さといいますか、奈良市に活用していただけるのか、しっかりと確認し、見通しを持って地域住民に説明されるべきだったのに、今回の手続はその部分が非常にまずかったのではないかと。結局、住民の皆さんに大きな誤解、意見の相違を持たせてしまったのではないかと。思うのですけれども、今までの手続を振り返って、どのようにお考えなのかお聞かせいただきたいと思います。

**○尾崎ファシリティマネジメント室長** 先ほどから繰り返していますが、県ではファシリティマネジメントの基本方針を既に作っております。まず、そのような低・未利用資産については県で使わないか、県で使わないのであれば市がまちづくりで使わないか、それでも使わないのであれば民間へ売却して、積極的に自主財源を確保していくという方針なので、適正な手続でやっていると考えています。

**○太田委員** 先ほど高田東高校の例を出したのですが、あそこは10年にわたって放置されている状況で、私はぜひ有効活用してほしいと思っているのですけれども、そのままの状態です。

逆に、西奈良県民センターの跡地は、住民はもっと時間をかけて議論してほしい、意見を聞いてほしいと切実に願っておられますので、私は全く急ぐ必要はないといえますか、この間の経過を見ますと住民との意見交換が必要ではないかと思いますが、その点はいかがでしょう。

**○尾崎ファシリティマネジメント室長** 繰り返しになりますけれども、奈良市に活用されないかという問いかけをし、奈良市から活用しないという回答がありましたので、県としては民間へ売却していくという考えです。

**○太田委員** 今日は傍聴も来られていますので、その答弁では到底納得し得ないというのが皆さんの思いだと思います。

現在の末光副知事からも、住民の跡地に対する期待や提案は大切に考えていきたいと。現在でも要望書など頂いているところだが、そこに具体的にどういう施設を造るとしても、最適な維持管理の在り方もあろうかと思うと。そういう点を踏まえて、どういう整備をするのか、一番良いやり方を模索したいということで、私は住民の皆さんの意見もしっかりと踏まえた上で、活用の方法を考えていくというように、住民の皆さんもこの答弁をそう受け止めていたのですが、そうではないということです。

これについては、また引き続き地元住民とも相談しながら、活用の在り方について住民の意見をしっかりと考える場を持つべきだと強く申し上げておきたいと思います。

続きまして、大規模広域防災拠点について、代表質問でもやりとりがあったのですけれど

も、2,000メートル級の滑走路の必要性について、もう一度ご説明いただけますでしょうか。

**○鳥居知事公室次長** 大規模広域防災拠点の2,000メートルの滑走路の必要性について、近府県において、空港があるところもあります。しかしながら、現在、国の南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画において、紀伊半島をカバーする大規模な広域防災拠点として位置づけられたものはありません。

東日本大震災では沿岸部に位置する空港が津波により被災したため、内陸部にあり、津波の被害のなかった山形空港等を拠点とした大型輸送機による人員や物資の大量輸送が被災地の救援に大いに役立ったと伺っています。

奈良県における奈良盆地東縁断層等による地震や大規模水害、また紀伊半島における南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合、山形空港のような役割を果たすことができる2,000メートル級滑走路を備えた大規模広域防災拠点の整備は、本県及び紀伊半島エリアにおいて心強い備えだと考えています。

**○太田委員** 先ほどのご説明にもありました南海トラフ大地震の備えだということですが、和歌山県や三重県などの救援や、紀伊半島全体の防災拠点ということですが、奈良県が整備するということが、県民のための防災拠点としての意義と違ってくるのではないかと思いますけれども、そういう点で、三重県や和歌山県の負担なり、そういったところを巻き込んだ体制が事前にあってもいいのではと思うのですけれども、その点はいかがでしょう。

**○鳥居知事公室次長** 当該拠点は南海トラフ地震だけではなく、奈良盆地東縁断層帯の地震などの大地震や、大和川や山間地での大水害に備え、奈良県にとって必要なものと考えています。

災害時や非常時には、それぞれの地域が持つ資源を活用して相互に支援を行うのは当然のことと考えています。本県を中心に大規模な災害が発生した場合には、紀伊半島のみならず、周辺府県や全国から支援いただくことが考えられ、また、他県でも災害が発生した場合には、本県が支援を行うことも考えられます。

大規模広域防災拠点の整備のための財源として、交付税措置が大きい緊急防災・減災対策事業債を充てることを想定していますので、結果として、地方共有の財源である交付税を本県に手厚く配分していただくこととなります。本拠点を整備することにより周辺地域への支援も可能となることで、国からも制度の活用にご理解をいただいているものと考えており、現時点において両県に負担を求める考えはありません。

○太田委員 最後に確認なのですけれども、知事が、道路公社の解散に伴う清算金を充てると説明しておりましたが、この清算金の用途は決まったものなのか、これについてはいかがでしょうか。

○川上財政課長 平成31年3月に道路公社が解散し、それに伴う清算金282億円余が出ていますけれども、これについては県に全額引渡されている状況です。

この清算金ですが、令和2年度予算で、道路公社へ県が出資をする際に発行した県債の繰上げ償還にまず23億円使わせていただき、残りの258億円については、地域・経済活性化基金に一旦積立てをしている状況です。

今、太田委員お述べの大規模広域防災拠点の整備の財源としては、先ほど鳥居知事公室次長から説明があったように、緊急防災・減災事業債の活用をまずは考えていますので、その充当状況に応じて、この基金の活用も検討するようになるかと考えています。

○太田委員 ですから、この清算金の用途というのは別に縛られているものではなく、自由に使えるという解釈でいいということです。今後、引き続き、この広域防災拠点については議論をしたいと思います。

最後に警察に対してです。横断歩道を横断中の歩行者に対する安全対策の重要性が、大きく言われていますが、視覚障害者の交通安全対策についても同様に重要だと私たちも考えています。

ところが、視覚障害者用の音響式の信号機の中には音の出る稼働時間を制限しているものもあると聞いています。この音を止めてしまうと危険も伴います。視覚障害者の安全な横断を確保するためには、近隣の理解も得た上で音響式の信号機の稼働制限をなくしていくことも考えていかなければならないと思いますけれども、その点はいかがでしょう。

○山崎交通部長 音響式の信号機については、視覚障害者の方々などからの要望を受けて設置しており、運用に当たっては交差点ごとに視覚障害者の通行状況や付近住民の生活環境を踏まえて、総合的に判断しているところです。

県内には音響式信号機を252基整備し、全て稼働時間を調整するなど弾力的に運用をしているところです。稼働時間については、主に午前7時から午後7時までの間で運用しており、中には午前6時から運用しているものや午前零時まで運用している交差点もあります。現在は視覚障害者の方々と付近住民、双方のご理解を得ながら運用をしており、県内で特段の支障はないと考えています。

引き続き、道路利用者が安全に道路を利用できる環境の整備に向け、適切な稼働時間、音量で音響式信号機を運用してまいりたい所存です。

○太田委員 近年、道路横断中の視覚障害者が車と接触して死傷する事故が後を絶たないと、全国的な問題になっているとお聞きしています。

事故と音響式信号機との因果関係は私も分かりませんが、奈良県でも視覚障害者の事故が、平成29年に2件ほどあったとお聞きしていますし、また、毎日新聞などでもこういった問題が報じられています。視覚障害者は周囲の音や障害をお持ちの方が持っている専用のつえから伝わってくる感覚などの情報を基に道路横断をされているということです。

この音響式の信号機の音も視覚障害者の命に関わる情報の一つということですので、近隣の方の理解も当然得ていかなければならないかと思うのですけれども、同時に、視覚障害者の皆さんの思いもしっかりと酌んでいただき、今後改善を図っていただきたいと思います。

○猪奥委員 私からも数点質問させていただきたいと思います。

まず、今、太田委員からご質問がありました西奈良県民センターの跡地利用について、尾崎ファシリティマネジメント室長のご答弁からは、県でファシリティマネジメントの基本方針をすでに作成しており、それでもって当該地域を廃止した、県内でどういった利用ができるか庁内でまず考え、その後、庁内で使うことがなかったら市町村に聞いて、市町村で使わないという意思判断がされれば、それを県に返し、県で売却を進めるという基本方針があるので、それに沿ってやっていきますというご答弁でした。

まずお聞きしたいのが、このファシリティマネジメントの基本方針は、県でいつ策定したのでしょうか。

○尾崎ファシリティマネジメント室長 最初、平成20年に策定し、平成22年に県有施設の利用方針を策定し、その後、平成25年にファシリティマネジメント推進基本方針を策定しています。

○猪奥委員 平成25年に作っていただいて、この基本方針は県庁内で広く共有されていると理解しましたが、今、太田委員からのご質問の中でもありましたように、西奈良県民センターは未利用資産をチェックしていくのにも該当して、ここは廃止されることに決定したということです。

この地域はいろいろな地目の制限があって、売却することはなかなか難しいというご発言があったとお聞きしましたが、そのご発言があったというのは、太田委員からのご質問にもあったように、平成27年だったと。とすると、平成25年に既に県庁内で使う人がいなかったら売りましょうという基本共有ができていたのにもかかわらず、そのようなご発言をされたというのは、県庁内で奈良県のファシリティマネジメントの基本方針が共有されていなかったことが大きな要因なのだと思うのですけれども、そこら辺は庁内への情報共有とか、

意思疎通はどう図られていて、また、こういった結果が出てしまったことに、過去を振り返ってどう思っているのかご意見をお聞かせください。

**○尾崎ファシリティマネジメント室長** 低・未利用資産全部で92あるのですけれども、事業資産、継続利用資産、整理資産と区分して、基本的に整理資産になるようなものは場合によっては売却していくことになっています。

これについては猪奥委員おっしゃいましたように、平成25年に作った方針に基づいて整理されているものであり、定期的に各部局と連絡し、この資産についてどう取り扱うというのを調整しています。

**○猪奥委員** 各部局と調整していただいても、それが直接住民とお話をされる担当者までしっかりと落ち切っていなかったから、このような問題が起きているのではと思います。

これからまだまだ、施設や土地の売却も含めていろいろやっていかないといけない中で、改めて県が持っている方針を、住民と市町村の担当者と対峙される担当者にまできちっと下ろすように、意思疎通が図られるようにまずお願いをしたいと思います。

それで、ファシリティマネジメント室に話がある段階は、ほぼ売却の方針が立った上で来てしまうのだったらまだ分かりますけれども、この土地をどうしようという議論する上で、県としては最終的に売却の可能性もあるということは、廃止を決めるその時点で利用者や対象の施設の方にしっかりとお伝えしていただきたいです。次の先は決まっていますが、取りあえず先に廃止することに決まりましたというのは、やり方としてあまりにも強権過ぎるのではと思います。

市町村とお話される中で、どれぐらいの時間的な思惑を持ってこの事業を進められようとしているのかというのを、市町村や施設を利用されている住民とも共有しておかないといけないと思います。

先ほど太田委員からのお話にもあったように、高田東高校の跡地は結構長い間放ったらかされていて、県有高校の跡地はなかなか手を挙げにくいところもあり、私の家の近くの工業高校の跡地もかなり長い間放ったらかされています。

市に話を投げて、これをいつまでにお返事くださいというのもその場所その場所によってかなり違いますよね。市に投げてずっと投げっ放しにしているところもあれば、この西奈良県民センターの場合は一月程度でお返事をということでした。一月程度で返事しなければならなかったら、よく分からないから要らないと返事しておこうとかかなり安易になりがちだと思うのです。一人ひとり実務者になれば、そうなるのではないかと思います。

この土地利用に関しては、これぐらいのタイムスパンで考えているのでいつぐらいまでに

お返事を欲しいというのは、将来どうなるか分かりませんから、非常に難しいことだと思いますけれども、そういったスケジュール感も持ってお話を進めていただきたいと思います。

この件に関しては、一月というごくごく短い間に、奈良市からは取りあえず使わないというお返事を頂戴したかに聞いていますけれども、例えば土地を買うときとか物を買うときなども、もう少し長く考えられるのだったら、車買うときでもあと1年後でいいのならもっと欲しい車出たのにみたいなタイムラグは出てきてしまいますから、この土地に関しては、もし今後、奈良市でもう一度ご検討いただいて、2年間かけて考えてもいいのなら例えば何かの建て替えの場所をここにするとか、民間と協力しながら何かを建てたいとかというアイデアを出せる期間を持つことも可能かと思うのです。

仮定の話で恐縮ですけれども、この土地に関して、奈良市からもし検討をし直したいという申し出があった場合に、県は、一旦駄目と受けているのですぐ売ってしまいますという感じなのか、考える余地があるのか、お聞かせいただきたいと思います。

**○尾崎ファシリティマネジメント室長** 繰り返しになりますけれども、県から奈良市に対しては正式に文書の照会をし、1か月考える時間を持っていただき、正式に文書回答を得たものです。

今おっしゃった仮に奈良市が考え直したらということですが、あくまで仮定の質問ですのでお答えできません。

**○猪奥委員** 分かりました。一月といっても、土地を売ったり買ったり、利用を考えたりするのは、非常に短い時間だと思います。西奈良県民センターがあそこになくなって、いい例を思いつきませんけれども、県で公園を持っていましたと。県で貸館施設として持っていましたと。それは県がやるべき事業ではないから、今後、欲しいのなら奈良市でやってください、それは県側の理屈であって、市側の理屈からしたらそうではないし、それをご利用されている方からしたら、県の理屈でしょうということにもなってしまいます。これからいろいろな施設を統廃合したり、縮小したりしないといけない時代になってきました。いろいろな資産をそのまま維持できないというのは当然分かっていますけれども、今の施設をどんどんとうまく小さく軽くしていくためにも、そこはもう少し丁寧に、そして気持ちに寄り添って進めていただきたいと思います。

次に、先ほどの佐藤委員の質問の中に自主防犯・防災リーダーの研修についてありました。この中身についてではなく、研修のやり方について教えていただきたいと思います。その他にも、この間、学童支援員の研修があり、この研修を受けている人がいないと放課後児童クラブを開設できないということで、このコロナ禍においてもやらなければいけない研修が県の提供



していただいているものの中にも山ほどあったと思います。

先ほど別の視点から、ICTを活用した云々というご質問がたくさん出ていました。これら県で提供している研修の中でも、本来ならオンラインやZoomなどいろいろな手段を使ってできる研修がかなりあったと思うのですけれども、コロナ禍の中でいつできるか分かりませんと言って、ぎりぎりになってぽっと開催するというような研修がこの1年間にとてもたくさんあったと思うのですけれども、これは県としては、対面でなくても、オンラインでの研修を使ってやっていくという方針はなかったのでしょうか。

**○末武安全・安心まちづくり推進課長** 先ほど佐藤委員のご質問にもお答えしましたけれども、自主防犯・防災リーダー研修については、地域の防犯・防災のリーダーを養成するために行っている研修です。

この研修で、防災士の養成も併せてやっていかなければならないということで、日本防災士機構の認証を得て、併せて研修をしているところです。ただ、防災士の研修を行うに当たっては、日本防災士機構の研修を行うガイドラインがあり、その中で会場の関係、それからウェブではできないものがあります。ガイドラインに沿って本研修を実施しているところです。

**○猪奥委員** 個別・具体の研修についてオンラインでできなかったのかと聞いたつもりがなかったのですけれども、質問が悪かったです。

いろいろな研修なり講習がこのコロナ禍で、対面でできなくなっている事態において、奈良県はせっかくいろいろなことをオンラインでできるように進めていただいているのに、一つひとつの事業や事務にうまく落ちていないと思いました。これは特段どこかがご担当ではないのではと思うのですけれども、できないと言っても、できるものが本当はいっぱいあると思うのです。やるという方針でやっていくというのが今回必要だったのではと思います。

人数の制限があったところもたくさんありますし、回数の制限が非常に厳しく行われたところもありました。県庁は対応がうまくできなかったことによって研修がなくなり、事業計画がうまくいかなかったという事態を生じさせているということをぜひとも強くご認識いただきたいと思います。

その絡みで1つお願いなのですけれども、先ほど樋口委員がお話されていた中で、ウェブの在り方について質問がありました。県庁のホームページ自体は、以前に比べて割合見やすくなってきたかと思うのですけれども、この災害対応下のホームページは非常に見にくいままです。新着情報などを見ると、奈良市のコロナ感染者、奈良県のコロナ感染者…とこのようなことは別に県民の人は知りたいわけではないと思うのです。それは広報の分野できっち

りと必要なことは何かということを確認し、必要なものをぼんと出せるようにしていただきたい。通常版では割合できるようになっていますので、緊急事態版のほうが本当はもっと適切な情報にアクセスしてもらわないといけないはずなので、広報が音頭を取っていただいて緊急事態版をしっかりと分かりやすいものにしていただきたいと思いますとお願ひしておきます。

最後にもう1点質問をしたいのですけれども、今、総務省を中心に接待の問題が連日非常に多くテレビ報道などでされています。国家公務員は、国家公務員倫理法と倫理規範によって、こういった接待とか、割り勘であっても旅行とかゴルフをすることは禁じられていますし、人事院ではどういった人が利害関係者に当たるのかも含めて細かく規定がされています。

また、大臣などは国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範により、関係事業者との供応接待の禁止などがうたわれていて、今はそれが供応接待に当たるのかが議論されていると認識をしています。

こういった規定は、それぞれの地方自治体では法的には義務はなくて、それぞれの都道府県で自主的な規範として設定されているところがあると理解していますが、奈良県にはこれらの接待を禁止するような倫理的なことにまで踏み込んだルール、条例や規範はありますか。

**○中野人事課長** 猪奥委員お述べのとおり、奈良県においては国が持っているような倫理規範といった形の定めは持っていません。しかしながら、かねてから綱紀の肅正等について、年間、6月と12月の2回にわたり、各部局課長、所属長宛てに総務部長通知を発しまして、注意喚起を行っているというところです。

ご質問の趣旨に沿うような具体的な内容としては、勤務時間内外を問わず自らの行動が公務の信用、ひいては県政の円滑な遂行に影響を与えることを常に意識、認識して行動することや、公私の別を明らかにし、関係業者、その他利害関係者からの金品の受領、供応接待など県民の疑惑を招く行為は絶対に行わないこと等、呼びかけ、注意喚起を行っているところです。

なお、この辺りの内容については、地方公務員法の信用失墜行為に当たると位置づけができるものと考えていますので、該当するとみなすことができる事案がありましたら、厳格に対処することになります。

**○猪奥委員** 当然、誤解されることのないように公務員たるもの清く・正しく・美しくということなのだろうと思いますけれども、それだけでは不十分ということで、今いろいろな県でそういったものを条例化する動きが非常に進んでいると聞いています。

少し古い情報で、今はこれより進んでいるかもしれませんけれども、2018年に千葉県独自で調査された結果によりますと、職員倫理に関する条例規範、もしくはこれに準ずるも

のの制定は、34道府県で行われているとのこと。条例を作っているのが11、規則として作っているのが12、要領等として作っているのが11、合計34の道府県でこういったものを形としているということでした。

その中でも利害関係者との飲食について、届出制度を用いているものは34の都道府県の中で19県がもう既にこういったものを、国家公務員の規則にのっとお作りになっているということでした。この届出の中には対象が絞られていたり、金額が絞られていたり、幾ら以上は報告をなささいというように、かなり細やかな制度になっていると考えます。

こうした状況を踏まえて、奈良県は今、年2回アナウンスをしていただいているということですが、こういった条例といった形にすることの必要性について、どうお考えですか。

**○中野人事課長** 猪奥委員お述べのとおり、他府県においては国家公務員に倣う形で条例なり規程なりをお持ちのところもあるということは認識をしています。

本県においても、過去にそういったことも検討した経過はあります。しかしながら、規程を制定してそのままということと、その内容に関しての啓発頻度ということでは、現行の形のほうがより実効性に意義があると考えており、現状、新たな考え方というのはありません。

**○猪奥委員** こういったルールが明確にあることで、住民の方にも物すごくクリーンさを持っていただけるでしょうし、私は民間事業者との意見交換を決して否定するものではないのです。これは届出しなさいと明確にさせていただくことで、より意見交換が取りやすい制度にもなろうかと思えますし、今やっていることにプラスアルファでやっていただいたら非常にいいと思います。条例を作ったからといってアナウンスするなどは言っていないので、条例や規則を作っていただいた上で、これはこう、これはこうというのを職員の皆さんによく分かっていただく状態をつくった上でその都度適切にアナウンスをしていただくといいと思います。

規則を細かく作っていただくと、がんじがらめになるという一面はありますけれども、規則にきっちり明記されているが故に、県の職員の方々も自分自身の行動をどこまで取っている、届出したら取ってもいい、ということをも自分自身で、変に委縮する必要はないと思うのです。私は、変に委縮をしないためにも、ルール化が必要だと意見を申し上げて終わります。

**○小村委員** まず、令和3年度予算案の概要、令和2年度2月補正予算案の概要の50ページ、警察施設整備事業についてですが、これは交番・駐在所最適化計画に係る予算措置だと思うのですが、この最適化計画に対しては、今、いろいろな自治体からもご意見が出ているところだと思います。安全・安心なまちづくりの中で、目に見える駐在所がなくなる

地域にとっては、心配の声が上がっているのですけれども、なくなる地域に対して、警察はこの最適化計画を立てる上でどのように不安感を払拭しようと考えられているのか、まず総論としてお聞かせください。

**○桑原生活安全部長** 小村委員お述べのとおり、交番駐在所の配置状況が変化するということで、不安感を抱かれる方もおられるということは十分承知しているところです。

県警察としては、警察官の姿を積極的に住民の方々に見せることによって、その不安感の解消に努めてまいりたいと思っています。

具体的な方策ですけれども、まず、警察署のパトカーの増強により機動力を高めることで、パトロールとか、各種事案への対応力を強化する。それから、動く交番として、パトカーや移動交番車を配置し、警戒活動や住民からの相談を受ける活動を展開することも検討してまいりたいと考えています。

そのほか、地域の公民館等の施設を利用して、防犯教室や交通安全教室などを開催することによって、警察官の姿、活動状況を見ていただいて、住民の安心感を確保してまいりたいと思っています。

それから、今春の組織改編において、警察本部に自動車警ら隊を設置する予定にしています。これにより、パトロールや各種事案に対応することとしており、交番駐在所、また警察署の活動に加えて、より重層的な活動、対応を図ってまいりたいと考えています。これらの対策により、交番駐在所の配置状況が変化する地域の住民の不安感を解消し、地域の治安の確保に努めてまいりたいと考えているところです。

**○小村委員** 警察としては、この最適化計画をすることで、不安感を払拭しながら、より強固に維持できるのかをお述べだと思っておりますけれども、実際に警察官の人数自体は変わっていないと思うのです。警察官の人数が変わっていないけれども、パトカーの増強をする、そこに人員が取られる。それではどこかでひずみが生じるのではないかという不安感が出てくるのですけれども、警察としてはどのように考えて、同じ人数で、この最適化計画により、防犯の強化や治安を維持、または、増強されるのか、その点についてお聞かせください。

**○桑原生活安全部長** 現在計画している交番駐在所の最適化ですけれども、それぞれ人口動態、地域の事件・事故の発生状況など治安情勢に的確に対応していくことで検討しているところです。

施設はそういう形になってくるのですけれども、人員の配置は、今申しましたように、それぞれの変化に柔軟に対応することができると思います。したがって、例えば観光地で一時的に人が増えるというようなところがありましたら、一時的にそういうところへ移動交

番車なりを配置し、そこで警戒活動に当たる、そしてまた、住民からの相談等にも当たるといような、柔軟な対応を図ってまいりたいと考えているところです。

○小村委員 観光地のことは後で言おうと思ったのですが、法隆寺の駐在所の廃止、除却が予算に入っていますけれども、中村委員長も前回、長谷寺の前の初瀬駐在所のことでしたか言っておられましたけれども、観光地に関しては、県は観光の施策をどんどん頑張ってきておられて、私も一定の評価をしているのですが、その反面、外国人が観光地に来ると犯罪が増えるのではないかと、治安が悪くなるのではないかとという不安感もあると。その中で法隆寺の真ん前の駐在所が廃止され、長谷寺の前の駐在所が廃止されるということに対して、住民は不安感をすごく覚えると思うのです。

これに対して、今回、適正化配置され、例えば駐在所を廃止するのだけれども、交番化になるところもあつたりします。駐在所は24時間体制ではありませんから、警察の方からすると多分、広く薄くなっていたところを人的な集約をして、今度はその交番から広く守備範囲を持っていく、機動力を高めていくということなのですが、今、私がお聞きしたようにパトカーの増強をすれば、今度パトカーで走られる方が出てくるのですが、人員は昨年と一緒なわけです。だから、逆に手薄になるのではないかと、ほかにしわ寄せが来るのではないかとという不安があるので、その点を警察はどうカバーしようとしているのか、この適正化配置でそれがカバーできるのかをお聞きします。

○桑原生活安全部長 パトカーを配置することによって人員が手薄になるということなのですが、必ずしもそうでもないのではないかと考えています。パトカーは当然機動力が高まりますが、そもそも駐在所や交番の勤務員ですと、パトカーのないところは現在二輪車を用いて1人で対応をしているのですが、近年の社会情勢の変化もあり、警察官1人で対応することが非常に危険な場面もあり得ます。そういったところではパトカーの機動力を生かして、複数人で乗っていけば対応できる場所もあると思います。

それも含めて、パトカーを増強することによって人が手薄になることは必ずしもないと考えています。

○小村委員 分かりました。パトカーが増強され、それに乗りパトロールに出られる方が増えれば増えるほど、手薄になる不安感があつたのですが、理解しました。

その中で、観光地に関しては、人口動態もそうなのですが、交流人口も含めてしっかりと考えていただけたと思います。人口減少は奈良県でも推計の中でずっと起こっていく形になっているのですが、交流人口が増える可能性はまだありますし、県では観光に力を入れながらやっついこうと思っておられると思うのです、その際には必要なところ

に必要な交番の設置も考えていただかなければならないと思います。ハードの整備も含めて考えていただければと思います。

2点目、予算案の概要47ページの奈良県大規模広域防災拠点整備事業として、2,000メートル級の滑走路を造っていくということです。前回の代表質問だったと記憶しているのですが、私の会派の中野議員の答弁の中で、自衛隊の誘致は一旦取りやめるという趣旨の発言が知事からあったかと記憶しているのですが、この自衛隊の誘致に対する考え方をいま一度お聞かせください。

住民から、自衛隊の誘致をもう取りやめたという声も上がっていますが、私の認識では自衛隊の誘致は取りやめていなくて、一旦停止して、この緊急防災・減災事業債の中で滑走路、まずは大規模防災拠点を造った後に考えると認識しているのですが、この認識を答弁いただければと思います。

**○鳥居知事公室次長** 県ではこれまで防災力の向上のために、大規模広域防災拠点の整備と自衛隊駐屯地誘致を併せて進めてきました。昨年秋の政府要望において、大規模広域防災拠点の必要性や緊急防災・減災事業債の適用について国のご理解をいただいたことから、当面は大規模広域防災拠点の整備に全力を注いでいくことで表明したものと考えています。

大規模災害発生時の救援・救助活動における自衛隊に期待する役割は非常に大きいと考えています。県が整備する大規模広域防災拠点の整備・運用・検討においても、自衛隊の協力は必要であり、自衛隊との連携は不可欠と思っています。

**○小村委員** 分かりました。一旦は停止するけれども、もちろん大規模防災拠点ですので、自衛隊の活動も必要になってくるということで、今後、こういったタイミングで、また誘致の活動を始められるのかも分かりませんが、しっかりとしたタイミングで行うと、今の答弁で理解いたしました。

次に、予算案の要点の45ページにある、リエゾン体制の整備についてお尋ねします。午前中に佐藤委員からもご質問があったのですが、このリエゾン体制の整備については、県の職員が市町村に事前に出向いて、市町村から情報をしっかりと取って県と情報を共有する、情報収集支援員のような活動をされるというふうに思います。この情報支援員については、災害が起こる際、大規模な災害が起こるだろうと予測されるときには、災害対策本部が庁内に設置されると思うのですが、その際に、この支援員も入って行って情報を取っていくのかというのがまず1点。

もしそうであるのであれば、ふだんから顔見知りの関係になっていなければ、いきなり県の職員が来て、市町村の職員もあまり知らない中で、県からいろいろ指示が来ても、特に緊

急の際の情報共有が円滑にできないのではと思うのですけれども、これはどういったオペレーションの中でこのリエゾン体制の整備をしようと考えているのかお聞かせください。

**○中西知事公室次長（防災統括室長事務取扱）** まず、市町村の災害対策本部に入るのかについては、災害が起きる前から支援員は参りますので、場合によっては、その時点でまだ災害対策本部はできていないかもしれません。その場合でも、市町村で言うところの、災害担当課に入って情報収集する形になるかと思っています。

また、市町村との、日頃からの顔見知りについては非常に大事だと思っています。支援員は、あらかじめ担当市町村を決めて、例えば訓練であるとか研修であれば、市町村と合同でやるとか、市町村の訓練に参加するという形で、平時から顔の見える関係を構築することを考えています。

**○小村委員** ぜひともそうしてください。市町村がそういった災害対策本部であったり、避難訓練とかする際にも、担当を決めた職員が市町村に出向いて、日頃から顔の見える関係をつくり、その中でこのリエゾンに任命された方がどういったことをしなければいけないのかもその訓練の中でしていただければと思いますので、日頃の付き合いも大事にいただければと思います。

続いて、先ほどから出ている地域のデジタル化の推進について意見でとどめておこうと思うのですけれども、在宅ワークを進めていくという話が各委員の質問から出ていました。もちろんそこを目指していくのであろうと思うのですけれども、私の知り合いが経験した事象なのですけれども、県の出先機関などに電話をした際に、その担当の職員がコロナ禍で在宅ワークをされていると。ですので、電話の返答は明日に待ってくださいと、明日その職員さんが出てくるのだと。いや、在宅ワークだから、電話かけてくれよ。仕事時間ではないの？というクレームが私のところに来ました。

私用の携帯電話でかけ返すことができなかつたのではと想像するのですけれども、そういったところも細かく想像して規定していかないと、こういった場合でも連絡が取れるとか、不都合がないようにしていかないと、在宅ワークは進まないのではと思いますので、そういったところも細かくルールづけをして、支障のない在宅ワークをしっかりと目指していただければと思います。在宅ワークに対してはすごく期待していますので、よろしく願います。

続いて、マイナンバーカードの普及について、予算案の要点の155ページ、地域デジタル化の推進の中で、市町村と連携したマイナンバーカードの普及・活用支援と書いているのですけれども、マイナンバーカードをしっかりと普及させていかなければならない中で、こ

れまで県庁の職員も休憩時間にマイナンバーカードを申請できるようにする等の工夫をされてきたと思うのですが、この令和3年度予算の中では、マイナンバーカードの普及に対してどのようなことをしようと考えているのかをお聞かせください。

**○鎌仲総務部次長（ICT推進課長事務取扱）** まず、現状ですけれども、奈良県におけるマイナンバーカードの交付率は、令和3年3月1日現在、30.6%となっています。都道府県別で見ますと、1位が宮崎県の35.5%、2位が東京都の30.7%、奈良県は全国3位という状況です。

ただ、依然として、交付割合は10人のうち3名という低い割合です。今後、県民にマイナンバーカードの取得の機会を増やすことが非常に大事と考えており、市町村と連携しながら、県内の企業や大型のショッピングセンターに出張の申請所を開設することを考えており、企業や市町村との調整に取り組む方向で準備を進めているところです。

また、こういった機会があることを県民にしっかり周知する必要がありますので、新聞の広告掲載、県民だより奈良や市町村の広報紙、LINEの公式アカウント等を使い、周知してまいりたいと考えています。

もう一点、予算計上しているのがマイナンバーカードの取得率の低い小学生から高校生の若年層を対象にしたマイナンバーカードのポスターコンクールを計画しております。児童・生徒と併せて、保護者の方に対してもマイナンバーカードの普及・促進を図ってまいりたいと考えています。

**○小村委員** 今年度もマイナンバーカードの普及に対しては地道な活動を続けていかれるということであると思うのですが、令和2年度の国の三次補正予算を見ますと、マイナンバーカードの普及に対して交付事務費補助金が出ておりました。宮崎県の先進地事例、マイナンバーカードの発行率が一番高い事例を見ますと、ショッピングセンターなどで使えるクオカードのような頒布品を配っておられる。マイナンバーカードを作れば500円のクオカードを渡すことができるようになっていると総務省も言っているのですが、市町村がなかなかそこに気づいていないのか。しかもこれは10分の10の国の予算でできるものですので、そういった頒布品を使ってマイナンバーカードを作るといっても、各市町村にお知らせいただきたい。

奈良県はマイナンバーカード普及率1位をぜひとも目指していただきたいと思うのですが、ショッピングセンターには、私の地元の生駒郡の方も来れば、奈良市の方、大和郡山市の方も来ればと、いろんな方が来られると思うのですが、このようなときでも今言った頒布品を、県庁が市町村の代わりにお配りできるとか、そういった仕組み作りをして



いただくと、例えばどこかのショッピングセンターに行ったときに、生駒郡の方が行ってマイナンバーカードを申請すると、そこで頒布品の500円のクオカードがもらえたと。500円もらえるのならマイナンバーカード申請しておこうか、もうついでだし、住所書くだけだし、カード打ち込むぐらいだしというような形でできればと思います。

国の制度をうまく活用しマイナンバーカードの交付率を上げる取組をしていただければと思っています。これは意見として申し述べたいと思います。

あと1点、もし分かったら教えてほしいのですけれども、前回の決算審査特別委員会のとときに、ふるさと納税の寄附額が少ない方に返礼品をお渡ししていない中で、そういった方に毎月県民だより奈良を送ってあげて、県のことをより知っていただき、県に興味を持っていただく。そうしたら県に興味を持って、また来年もふるさと納税しようとか、県のこのような施設ができた、奈良県に行って見てみようかと思うのではと思います。こういったことは皆さんからしたら小さなことと思うかもしれないですけれども、僕からすると、こういった小さなことの積み重ねでふるさと納税というものを周知し、僕はずっと額にこだわってくださってと言っていましたので、今回の資料は令和元年度のものなので載っていなかったのですけれども、現在の状況はどうなっているのかお聞かせください。

**○吉井政策推進課長** 前回、ふるさと納税をしていただいた方に県民だより奈良をお配りしたらと小村委員からご提案いただきました。県内の方にはお配りしていますので当然配っていないですけれども、県外から寄附頂いた方に、最初に返礼の手紙を出すときに、併せて県民だより奈良をお配りしています。それに併せて、今後も希望しますかとお尋ねし、希望されるという方については3回まで、送るように取り組んでいます。

**○小村委員** 私の知らないうちにやっただきましてありがとうございます。確認だけでした。これで私の質問を終わります。

**○中村委員長** ほかに質疑等がなければ、これをもちまして、歳入、知事公室、総務部、警察本部の審査を終わります。

なお、総括における質問、佐藤委員は後ほど連絡をくれるということですね。本日の部で、総括で発言を希望されている委員はいらっしゃいますか。

よろしいですね。それでは、佐藤委員を除いて、総括での質問はないということにさせていただきます。

それでは、次回3月15日(月)は午前10時より福祉医療部、医療・介護保険局、医療政策局、観光局、水道局の審査を行います。

これで本日の会議を終わります。